

2025年度 愛媛県社会保障推進協議会自治体アンケート 結果

2025 年 7 月 10 日
愛媛県社会保障推進協議会

アンケート実施期間 2025 年 5 月 20 日～ 6 月 20 日

1. 市町の人口と世帯数について

P.1
2. 物価高騰に関して

P.2
3. 国民健康保険について

P.5
4. 出産支援について

P.13
5. 子どもの医療費助成制度について

P.14
6. 就学援助・子育て支援について

P.15
7. 予防接種の実施状況について

P.23
8. 後期高齢者医療制度について

P.25
9. 介護保険制度について

P.27
10. 高齢者福祉について

P.36
11. 特別養護老人ホームについて

P.41
12. 生活困窮者支援について

P.42
13. 生活保護について

P.46

1. 市町の人口と世帯数について

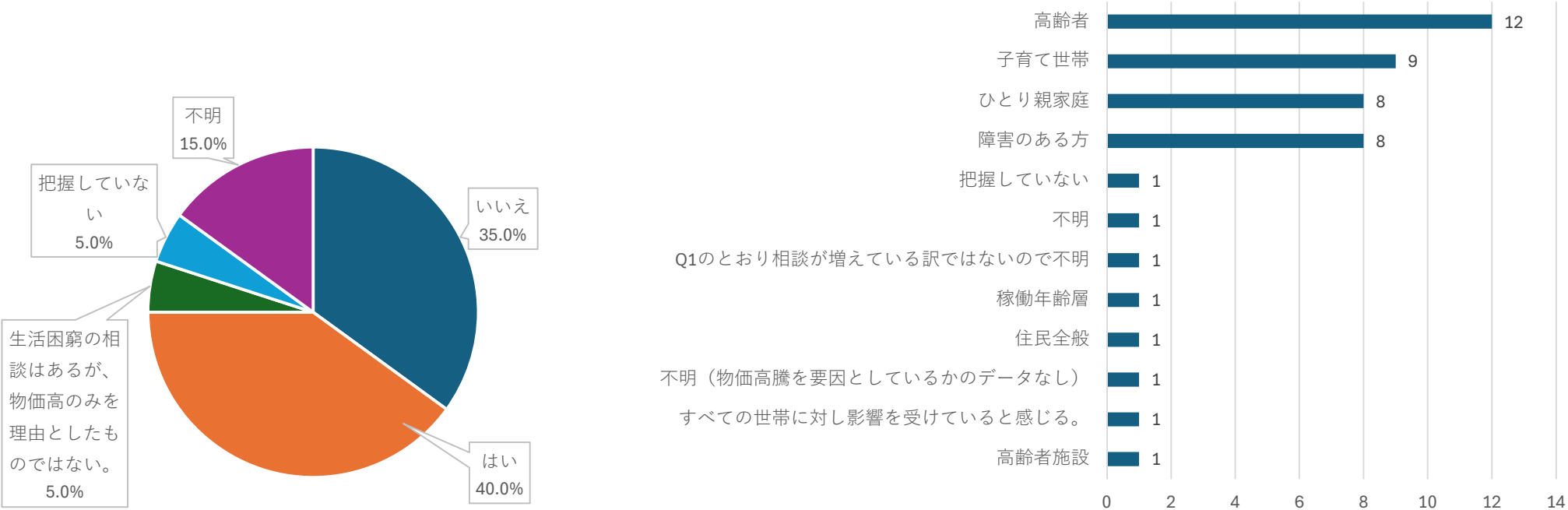
市町名	Q1. 人口	Q2. 世帯数	年齢層			
			Q3. 0 歳～14 歳	Q4. 15 歳～64 歳	質問漏れ	Q5. 75 歳以上
1)松山市	494,573	256,079	57,860	290,801		82,278
2)今治市	146,721	72,566	14,601	79,287		52,833
3)宇和島市	66,234	34,606	5,994	32,841		27,399
4)八幡浜市	29,625	15,206	2,531	14,642		7,403
5)新居浜市	112,017	57,412	12,836	62,428		22,246
6)西条市	102,924	50,860	11,615	56,838		19,816
7)大洲市	39,692	19,409	3,960	19,759		8,500
8)伊予市	34,992	16,314	4,024	18,549		7,123
9)四国中央市	80,118	38,633	8,344	44,090		15,883
10)西予市	33,307	17,147	3,004	15,448		9,195
11)東温市	32,756	15,904	3,850	18,307		5,818
12)上島町	5,961	3,665	373	2,753		1,813
13)久万高原町	6,801	3,907	486	2,845		2,169
14)松前町	30,118	14,090	3,778	16,727		5,453
15)砥部町	20085	9,587	2,225	10,771		3,964
16)内子町	14,589	6,893	1,382	7,041		3,643
17)伊方町	7,641	4,220	470	3,348		3,823
18)松野町	3,466	1,943	261	2,232		973
19)鬼北町	8,991	4,759	738	4,033		2,528
20)愛南町	18,337	9,730	1,280	8,293		8,764

2. 物価高騰に関して

- (1) 物価高騰により、生活困窮の住民からの相談が増えていますか。
- (2) 特に影響を受けている住民層はありますか。(複数選択可)
- (3) 住民に対して生活支援・物価高騰対策として実施している施策があればご記入ください。(自由記述)

市町名	Q1.住民からの相談増加	Q2.影響を受けている住民層	Q3.住民に対して施策
1)松山市	不明	不明(物価高騰を要因としているかのデータなし)	国の交付金を活用し、非課税世帯を対象とした住民税非課税世帯物価高騰支援給付金の支給を行っています。なお市単独事業としての物価高騰施策は実施していません。
2)今治市	はい	高齢者;子育て世帯;ひとり親家庭;障害のある方	全市民に全国共通のおこめ券を配布
3)宇和島市	いいえ	高齢者	
4)八幡浜市	把握していない	把握していない	
5)新居浜市	はい	高齢者;子育て世帯;ひとり親家庭;障害のある方	
6)西条市	いいえ	稼働年齢層	住民税非課税世帯及び同世帯の18歳以下の児童に対して給付金を支給し家計支援を行った
7)大洲市	はい	高齢者;子育て世帯;高齢者施設	
8)伊予市	はい	高齢者;子育て世帯;ひとり親家庭;障害のある方	国の給付金事業に沿った非課税世帯や子育て世帯へ給付金を支給する。
9)四国中央市	はい	子育て世帯;ひとり親家庭	・保護者の経済的負担軽減のため、令和5年度に引き続き学校給食費と保育園等副食費を無償化。 ・国の経済対策において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度に引き続き物価高騰の影響を受けた低所得者等に対し、給付金事業を実施。
10)西予市	いいえ	高齢者，障害のある方	
11)東温市	いいえ	不明	
12)上島町	不明	高齢者;子育て世帯;ひとり親家庭;障害のある方	住民税非課税世帯へ3万円の支給(子ども1人あたり2万円加算)
13)久万高原町	不明	高齢者;子育て世帯	プレミアム商品券発行事業(担当課:総務課)
14)松前町	はい	高齢者;障害のある方	
15)砥部町	はい	高齢者，障害のある方	
16)内子町	いいえ	住民全般	国の重点支援地方交付金により、令和7年3月より住民税非課税世帯に対し3万円とこども加算2万円の給付を開始。7月からは住民税均等割課税世帯に対し1万5千円の商品券を配布予定(使用期間は8/1～11/30)。
17)伊方町	いいえ	高齢者,子育て世帯;ひとり親家庭	プレミアム付き地域商品券事業(プレミアム率100% 5,000円/冊) 5,000円で10,000円分の地域商品券が購入可能。(1人あたりの購入限度は1冊のみ)
18)松野町	生活困窮の相談はあるが、物価高のみを理由としたものではない。	高齢者;子育て世帯;ひとり親家庭;障害のある方;すべての世帯に対し影響を受けていると感じる。	給付金事業、地域振興券の発行
19)鬼北町	はい	ひとり親家庭	
20)愛南町	いいえ	Q1のとおり相談が増えている訳ではないので不明	

- (1)物価高騰により、生活困窮の住民からの相談が増えていますか。
- (2)特に影響を受けている住民層はありますか。(複数選択可)



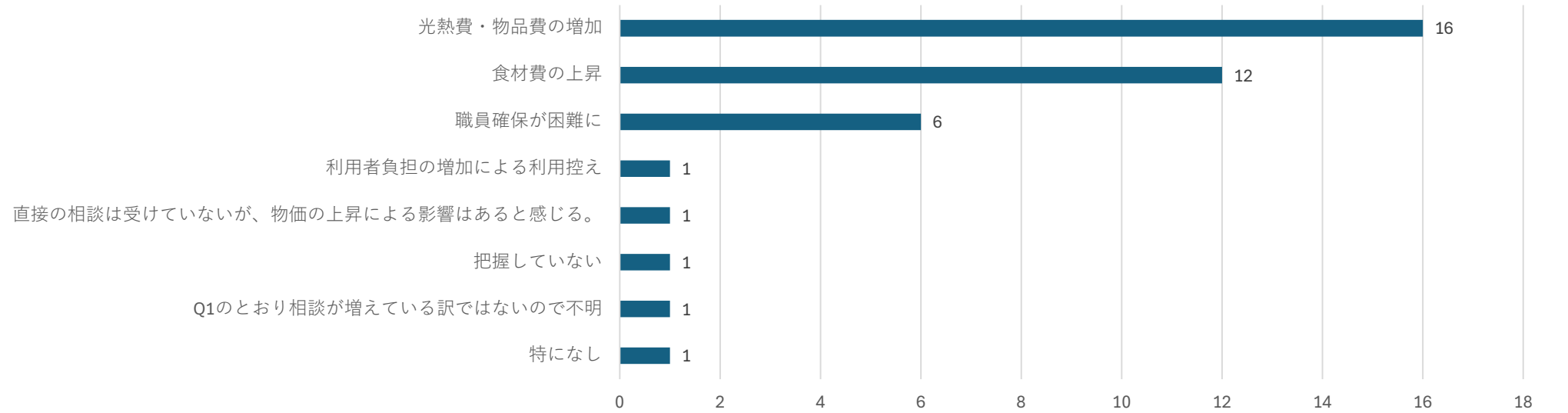
(4) 物価高騰により、地域の医療機関や福祉施設からどのような影響の声がありますか。(複数選択可)

(5) 影響を受けている施設の種類の。(複数選択可)

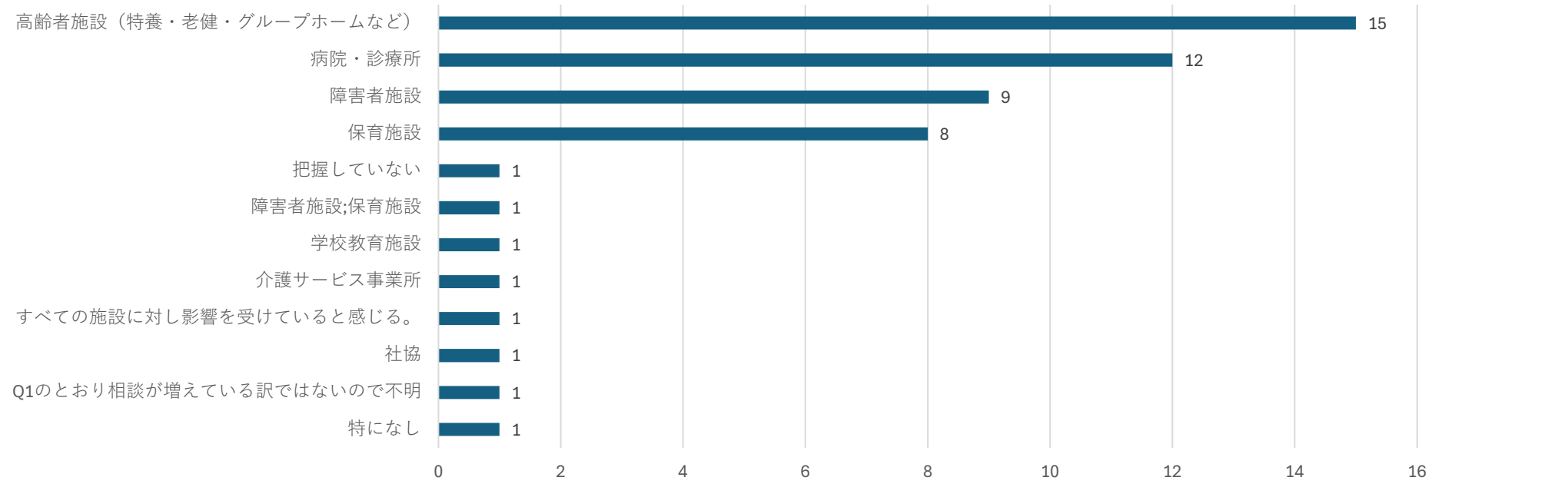
(6) 病院・社会福祉施設等に対して物価高騰対策として、自治体で何らかの支援を実施していますか。

市町名	Q4.医療機関や福祉施設かの声	Q5.影響を受けている施設	Q6. 支援の実施
1)松山市	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇;職員確保が困難に	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設	いいえ
2)今治市	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設	いいえ
3)宇和島市	特になし	特になし	いいえ
4)八幡浜市	把握していない	把握していない	いいえ
5)新居浜市	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設	いいえ
6)西条市	光熱費・物品費の増加, 食材費の上昇	病院・診療所, 学校教育施設	はい
7)大洲市	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇;職員確保が困難に	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設	はい
8)伊予市	職員確保が困難に	病院・診療所;社協、介護サービス事業所	いいえ
9)四国中央市	光熱費・物品費の増加;職員確保が困難に	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設	はい
10)西予市	光熱費・物品費の増加, 食材費の上昇, 職員確保が困難に, 利用者負担の増加による利用控え	病院・診療所, 高齢者施設(特養・老健・グループホームなど)	はい
11)東温市	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設	はい
12)上島町	光熱費・物品費の増加	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);保育施設	いいえ
13)久万高原町	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	高齢者施設(特養・老健・グループホームなど)	はい
14)松前町	光熱費・物品費の増加	高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設	いいえ
15)砥部町	光熱費・物品費の増加, 食材費の上昇	高齢者施設(特養・老健・グループホームなど), 障害者施設, 保育施設	いいえ
16)内子町	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	高齢者施設(特養・老健・グループホームなど)	いいえ
17)伊方町	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);保育施設	いいえ
18)松野町	光熱費・物品費の増加;食材費の上昇;職員確保が困難に;直接の相談は受けていないが、物価の上昇による影響はあると感じる。	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設;すべての施設に対し影響を受けていると感じる。	いいえ
19)鬼北町	光熱費・物品費の増加	病院・診療所;高齢者施設(特養・老健・グループホームなど);障害者施設;保育施設	いいえ
20)愛南町	Q1 のとおり相談が増えている訳ではないので不明	Q1 のとおり相談が増えている訳ではないので不明	いいえ

(4) 物価高騰により、地域の医療機関や福祉施設からどのような影響の声がありますか。(複数選択可)



(5) 影響を受けている施設の種類の。(複数選択可)



- (7) 「はい」・「検討中」の場合具体的な施策をご記入ください。 施策名・開始日・終了日
- (8) 物価高騰対策に関するご意見。(自由意見)

市町名	Q7.「はい」・「検討中」の場合具体的な施策をご記入ください。 施策名・開始日・終了日	Q8.物価高騰対策に関するご意見。(自由意見)
1)松山市		
2)今治市		行政による支援策はスピード感と実効性、そして市民が実感できるわかりやすさが重要と考え、本市では『全国共通のおこめ券』を全市民に配布することといたしました。
3)宇和島市		
4)八幡浜市		
5)新居浜市		
6)西条市	医療・福祉施設物価高騰対策応援金支給事業 令和4年11月 ～ 令和5年2月 「学校給食物価高騰対策補助金」 令和7年4月1日から令和8年3月31日	医療機関の多くが赤字運営であり、国の積極的支援・政策介入が必要
7)大洲市	医療施設等物価高騰対策支援給付金事業。申請期間は令和7年5月1日(木)～令和7年6月30日(月)	
8)伊予市		
9)四国中央市	具体的な施策： 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用。 エネルギー価格の高騰により経営に影響を受けている医療機関に対し、支援金の支給により経営環境の改善を図り、持続可能な地域医療提供体制の継続に寄与することを目的として実施。令和7年1月1日を基準に市内で診療している医療機関を対象に支援金を給付。 施策名：四国中央市医療機関物価高騰対策事業 開始日：令和7年2月3日 ※申請受付開始日 終了日：令和7年2月21日 ※申請受付締切日	
10)西予市	西予市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金 令和7年2月4日～3月31日(令和6年度事業)	
11)東温市	・障がい者福祉施設等物価高騰対策応援給付金 令和7年1月～令和7年3月 ・高齢者福祉施設等物価高騰対策応援給付金 令和7年1月～令和7年3月 ・医療機関物価高騰対策応援給付金 令和7年1月～令和7年3月	
12)上島町		
13)久万高原町	高齢者施設の給食費補助	
14)松前町		
15)砥部町		社会保障費(子ども医療費等)の増加に対する国の手立てが必要
16)内子町		
17)伊方町		物価高騰に関する相談や意見を窓口で直接受ける機会ほとんどないが、関連施策を実施する際には、公平性が担保されることを前提に、町民にとって何が一番効果的かを見極めながら対応していく必要があると考えます。(臨時交付金の活用有無に関わらず限られた財源であるので、優先順位をいかにつけるかが課題)
18)松野町		
19)鬼北町		国の施策で、町内診療所や町立病院は補助があった。
20)愛南町		

3. 国民健康保険について

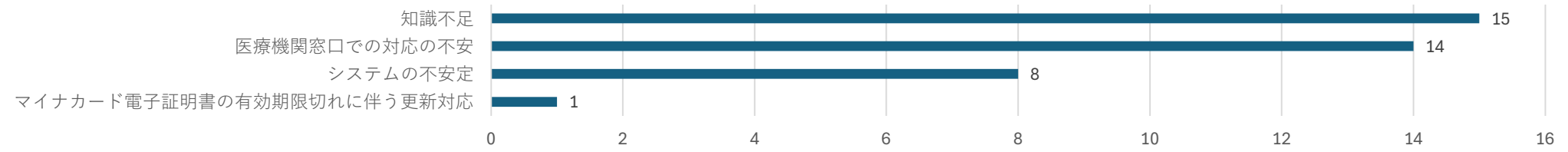
- Q1. 国民健康保険加入者数(人)をご記入ください。
- Q2. 国民健康保険加入世帯数(世帯)をご記入ください。
- Q3. 国民健康保険料(税)の賦課方式についてお答えください。
- Q4. 特別療養費支給の対象者がいる場合は、その被保険者数をご記入ください。

市町名	Q1.加入者数(人)	Q2.世帯数(世帯)	Q3.賦課方式	Q4.特別療養費支給の対象者
1)松山市	87,940	61,520	均等割;平等割;所得割	463
2)今治市	29,140	19,940	均等割;平等割;所得割;資産割	266
3)宇和島市	16,749	10,977	均等割;平等割;所得割;資産割	95
4)八幡浜市	7,669	4,861	均等割;平等割;所得割;資産割	2
5)新居浜市	17,754	12,663	均等割;平等割;所得割	567
6)西条市	19513	13290	均等割;平等割;所得割	0
7)大洲市	8,105	5,566	均等割;平等割;所得割;資産割	0
8)伊予市	7,149	4,768	均等割;平等割;所得割	22
9)四国中央市	13,264	9,361	均等割;平等割;所得割	46
10)西予市	7,603	5,187	均等割;平等割;所得割;資産割	46
11)東温市	5,901	4,032	均等割;平等割;所得割	14
12)上島町	1,386	997	均等割;平等割;所得割;資産割	0
13)久万高原町	1,700	1,157	均等割;平等割;所得割	0
14)松前町	5,384	3,663	均等割;平等割;所得割	
15)砥部町	4,323	2,837	均等割;平等割;所得割	0
16)内子町	3,308	2,147	均等割;平等割;所得割;資産割	0
17)伊方町	2,194	1,487	均等割;平等割;所得割;資産割	0
18)松野町	817	595	均等割;平等割;所得割;資産割	3
19)鬼北町	2,024	1,454	均等割;平等割;所得割;資産割	
20)愛南町	5,164	3,514	均等割;平等割;所得割;資産割	0

- Q5. マイナ保険証の紐づけ数をご記入ください。
- Q6. マイナ保険証の利用登録解除数をご記入ください。
- Q7. マイナ保険証導入時に問題がありましたか。
- Q8. 「はい」の場合の具体的事例をご記入ください。
- Q9. 住民がマイナ保険証を利用する際の主要な課題は何ですか。(複数選択可)

市町名	Q5.紐づけ数	マイナ登録率	Q6.利用登録解除数	Q7.導入時の問題	Q8.具体的事例	Q9. 住民利用の主要な課題
1)松山市	58,644	66.7%	235	いいえ		知識不足;システムの不安定
2)今治市	21,052	72.2%	164	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安
3)宇和島市	12,198	72.8%	16	いいえ		知識不足
4)八幡浜市	6,011	78.4%	17	いいえ		知識不足;システムの不安定
5)新居浜市	12,280	69.2%	50	いいえ		医療機関窓口での対応の不安
6)西条市	13725	70.3%	49	いいえ		知識不足;医療機関窓口での対応の不安
7)大洲市	5,215	64.3%	12	いいえ		医療機関窓口での対応の不安
8)伊予市	5,144	72.0%	16	いいえ		医療機関窓口での対応の不安
9)四国中央市	9,776	73.7%	42	いいえ		知識不足;医療機関窓口での対応の不安
10)西予市	5,500	72.3%	8	いいえ		知識不足
11)東温市	4,301	72.9%	8	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安
12)上島町	1,018	73.4%	0	いいえ		知識不足
13)久万高原町	1,212	71.3%	6	いいえ		マイナカード電子証明書の有効期限切れに伴う更新対応
14)松前町	3,887	72.2%	11	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安
15)砥部町	3,000	69.4%	22	いいえ		知識不足;医療機関窓口での対応の不安
16)内子町	2,391	72.3%	2	いいえ		医療機関窓口での対応の不安
17)伊方町	1,654	75.4%	3	いいえ		知識不足;医療機関窓口での対応の不安
18)松野町	647	79.2%	0	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安
19)鬼北町	1,521	75.1%	2	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安
20)愛南町	3,828	74.1%	10	いいえ		知識不足;システムの不安定;医療機関窓口での対応の不安

Q9. 住民利用の主要な課題



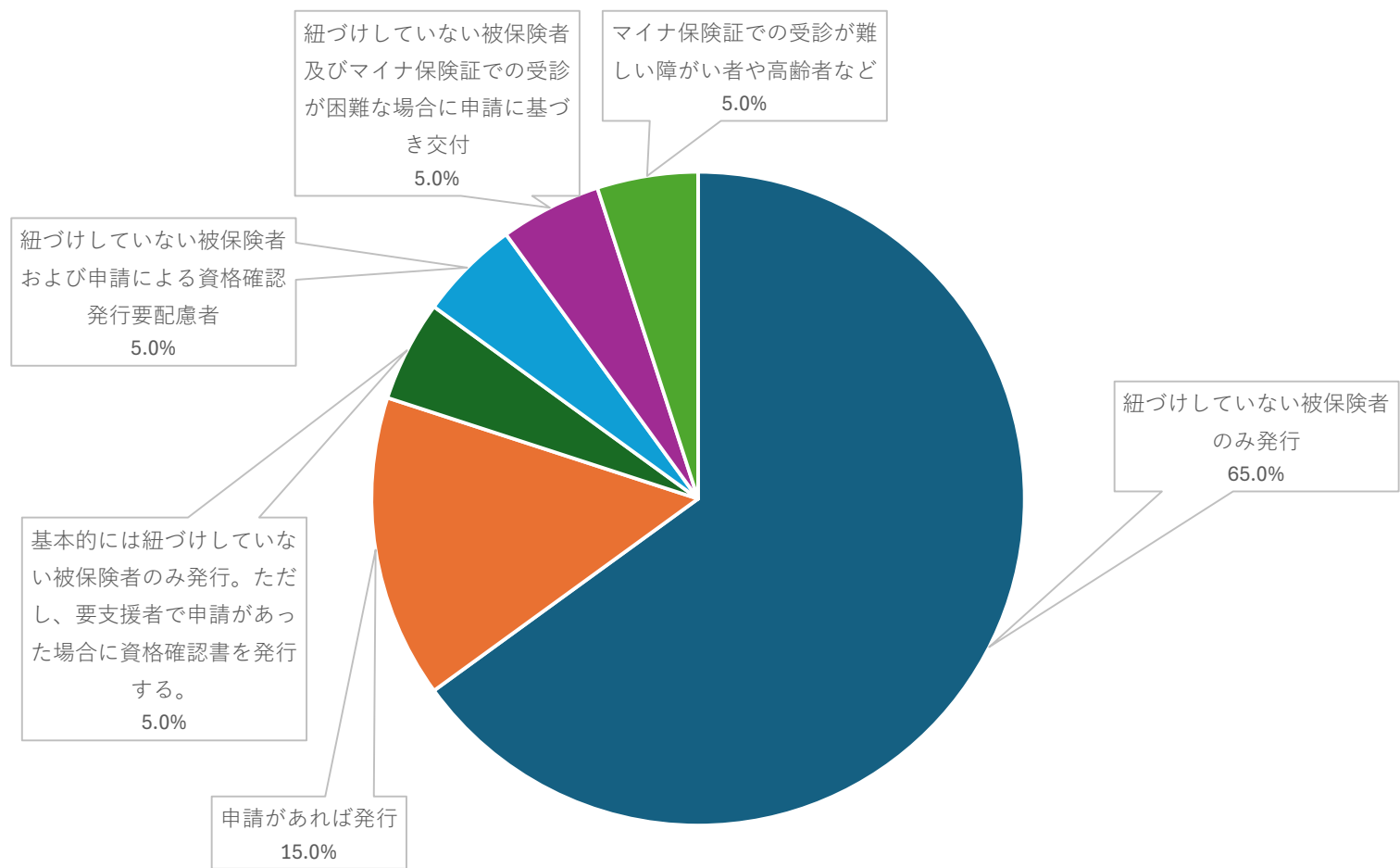
Q10. 保険料(税)の滞納世帯に対する具体的な対応があればご記入ください。

市町名	Q10. 保険料(税)の滞納世帯に対する具体的な対応があればご記入ください。
1)松山市	・特別療養費の支給 ・滞納している世帯には、督促状や催告書をお送りし、早期の納付をお願いしています。もし、納付が難しいと相談があれば、生活状況や収入状況などを聞き取りながら、今後の納付計画を立てる相談を受けたり、必要に応じて納付の緩和措置を講じています。 一方、ほとんどの方が納期限内に納付いただいていることを踏まえると、納期内納付者との公平性を保つことも我々の責務ですので、滞納者の財産調査を行った結果、もし換価可能な財産が見つければ、滞納処分を行わせていただくことがありますのでご理解をお願いします。
2)今治市	○滞納のお知らせとともに、長期滞納が続けば一旦医療費の全額(10割)を自己負担する必要があることを説明し納付勧奨に努める。 ○納税課において、場合によっては差し押さえ対象となる。
3)宇和島市	納付相談、分納誓約など
4)八幡浜市	半年以上の滞納者は、納税相談を受けること。
5)新居浜市	納付勧奨(催告発送・電話・訪問等)、納付相談機会の確保、地方税の滞納処分の例による滞納処分
6)西条市	年6回の催告を送付し、納付相談の勧奨を行い、常にその機会を設けているほか、納付相談においては生活状況を詳細に把握するため、滞納の理由及び収支を聞き取り、改善点を指導したり、福祉部署に相談するよう促している。
7)大洲市	特になし
8)伊予市	3か月ごとに納付勧奨
9)四国中央市	電話、訪問、催告書の発送の他、窓口等による納付相談の実施。
10)西予市	納税勧奨を行っていく
11)東温市	納税相談等丁寧な対応に努めている。
12)上島町	差し押え・財産調査
13)久万高原町	督促・催告状の送付、延滞金の徴収、納付相談、財産調査、差し押さえなど
14)松前町	納付相談への案内、限度額適用認定等の有効期限の繰上
15)砥部町	高額療養費の給付を充当(同意のうえ)
16)内子町	・窓口における納税相談 ・滞納者の生活状況や納付資力を適正に把握し、「納税の猶予」の説明や必要があれば福祉部局につなぐようにしている。 令和5年度 猶予1件、令和6年度 猶予0件
17)伊方町	滞納者には文書等による通知を行い、早期納入していただくようお願いしています。また高額滞納者に対しては、財産調査を行い、給与及び預貯金差押等を実施しています。
18)松野町	定期的な勧奨通知の発送
19)鬼北町	来庁時に納付依頼・納付計画の確認、催告書の発送(5月・11月・1月)、滞納整理強化期間(11月～12月)にあわせて戸別訪問、財産調査(預貯金・保険・給与)を行い場合によっては差押を実施。
20)愛南町	納税義務者に対し、前もって督促、催告書等を通じて連絡し、併せて十分な納付相談、指導を実施

Q11. 資格確認書の発行はどうされますか。
Q12. マイナ保険証に関して、自治体として取り組んでいる改善策はありますか。
Q13. 「はい」の場合、マイナ保険証の具体的な改善策をご記入ください。
Q14. マイナ保険証に関するその他の意見・要望があればご記入ください。（自由記述）

市町名	Q11. 資格確認書の発行	Q12.改善策への取組	Q13.具体的な改善策	Q14.意見・要望
1)松山市	紐づけしていない被保険者のみ発行	はい	ホームページなどによる住民への周知・啓発	
2)今治市	紐づけしていない被保険者のみ発行	はい	広報紙で周知	
3)宇和島市	紐づけしていない被保険者および申請による資格確認発行要配慮者	いいえ		
4)八幡浜市	基本的には紐づけしていない被保険者のみ発行。ただし、要支援者で申請があった場合に資格確認書を発行する。	いいえ		
5)新居浜市	紐づけしていない被保険者のみ発行	はい	マイナ保険証の登録率が低いため、市の広報誌等で周知を行っている。	特になし
6)西条市	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
7)大洲市	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
8)伊予市	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
9)四国中央市	マイナ保険証での受診が難しい障がい者や高齢者など	いいえ		
10)西予市	申請があれば発行	はい	広報での周知	
11)東温市	紐づけしていない被保険者のみ発行	はい	チラシの配布、地域のサロン等で出前講座を実施	
12)上島町	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
13)久万高原町	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		特になし
14)松前町	紐づけしていない被保険者及びマイナ保険証での受診が困難な場合に申請に基づき交付	はい	マイナ保険証に関する広報・周知を行い、マイナ保険証の利用促進を図る。	
15)砥部町	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		医療機関の機器更新時の補助金創設
16)内子町	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
17)伊方町	申請があれば発行	いいえ		
18)松野町	紐づけしていない被保険者のみ発行	いいえ		
19)鬼北町	申請があれば発行	いいえ		資格確認書等についても、短期被保険者証と同様に、有効期限を短く設定する運用を行っていたきたい。
20)愛南町	紐づけしていない被保険者のみ発行	はい	窓口でのマイナ保険証の勧奨とマイナ登録	

Q11.資格確認書の発行はどうされますか。



- Q15. 国保財政歳入金額をご記入ください。
- Q16. 法定外繰入額をご記入ください。
- Q17. 国保財政歳出金額をご記入ください。
- Q18. 国保財政繰越額をご記入ください。
- Q19. 年度末準備基金保有額をご記入ください。

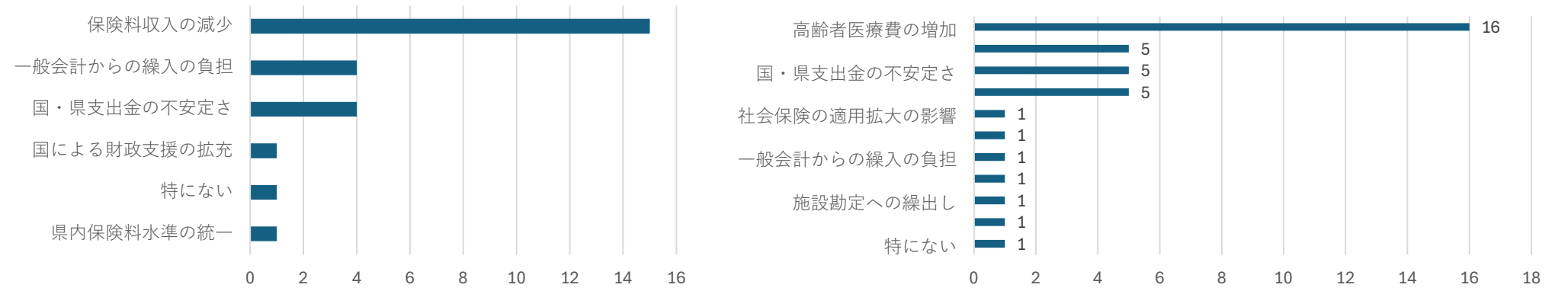
市町名	Q15. 歳入金額	Q16.法定外繰入額	Q17.歳出金額	Q18. 繰越額	Q19. 年度末準備基金保有額
1) 松山市	53,965,686,936	358,865,000	51,120,817,606	2,844,869,330	2,046,813
2) 今治市	16,666,756,655	0	16,355,091,222	311,665,433	133,716
3) 宇和島市	9,234,086,386	0	8,746,633,975	487,452,411	794,354,414
4) 八幡浜市	4,360,875,358	11,979,036	4,323,716,665	27,653,513	50,072,712
5) 新居浜市	10,769,951,884	54,616,690	10,769,951,884	0	537,780
6) 西条市	12033041146	0	11906262431	126778715	230072530
7) 大洲市	5,030,382,806	0	4,816,759,630	213,623,176	0
8) 伊予市	4,151,802,813	0	4,108,720,706	43,082,107	209,620,526
9) 四国中央市	8,318,145,234	0	8,121,529,829	196,615,405	120,221,000
10) 西予市	4,425,132,000	0	4,424,275,000	857,000	454,185,000
11) 東温市	3,718,818,515	0	3,533,603,281	185,215,234	150,189,160
12) 上島町	739,107,052	1,540,179	727,711,521	12,935,710	5,603,800
13) 久万高原町	1,028,869,490	0	1,017,816,002	11,053,488	147,798,974
14) 松前町	3,186,699,000	0	3,074,255,000	112,444,000	52,063,000
15) 砥部町	2,430,913,013	0	2,207,355,087	223,557,926	0
16) 内子町	1,696,491,314	0	1,680,918,386	15,572,928	54,448,765
17) 伊方町	1,362,832,185	4,555,651	1,361,764,808	67,377	181,573,027
18) 松野町	508,701,585	0	497,482,563	11,219,022	169,003,502
19) 鬼北町	1,122,620,676	0	1,122,592,876	27,800	282,523,029
20) 愛南町	2,926,849,537	91,118,000	2,901,059,729	25,789,808	148,560,412

- Q20. 歳入構成について、特に課題と感じる項目があれば教えてください。（複数選択可）
- Q21. 歳出面で特に圧迫要因となっていると感じる項目があれば教えてください。（複数選択可）

市町名	Q20.課題	Q21. 歳出面で特に圧迫要因
1) 松山市	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加;後期高齢者支援金等の負担;国・県支出金の不安定さ;社会保険の適用拡大の影響
2) 今治市	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加; 医療の高度化による医療費の増加 医療県が算出する県への納付金の額により左右される
3) 宇和島市	保険料収入の減少;国・県支出金の不安定さ	高齢者医療費の増加;医療費適正化施策の効果が不十分;国・県支出金の不安定さ
4) 八幡浜市	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加
5) 新居浜市	一般会計からの繰入の負担	医療費適正化施策の効果が不十分;国・県支出金の不安定さ
6) 西条市	特にない	高齢者医療費の増加;後期高齢者支援金等の負担
7) 大洲市	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加
8) 伊予市	一般会計からの繰入の負担	一般会計からの繰入の負担
9) 四国中央市	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加;後期高齢者支援金等の負担;医療費適正化施策の効果が不十分
10) 西予市	保険料収入の減少;国・県支出金の不安定さ	特にない
11) 東温市	県内保険料水準の統一	一人当たり医療費の増加
12) 上島町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加
13) 久万高原町	保険料収入の減少;国・県支出金の不安定さ	高齢者医療費の増加;国・県支出金の不安定さ
14) 松前町	一般会計からの繰入の負担;国による財政支援の拡充	高齢者医療費の増加;後期高齢者支援金等の負担
15) 砥部町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加;施設勘定への繰出し
16) 内子町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加;後期高齢者支援金等の負担
17) 伊方町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加
18) 松野町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加;医療費適正化施策の効果が不十分
19) 鬼北町	保険料収入の減少	高齢者医療費の増加
20) 愛南町	保険料収入の減少;一般会計からの繰入の負担;国・県支出金の不安定さ	高齢者医療費の増加;医療費適正化施策の効果が不十分;国・県支出金の不安定さ

Q20.歳入構成について、特に課題と感じる項目があれば教えてください。（複数選択可）

Q21.歳出面で特に圧迫要因となっていると感じる項目があれば教えてください。（複数選択可）



- Q22. 市町独自の均等割・平等割軽減の実施状況(条例または要綱等によるもの)
- Q23. 保険料(税)の減免の対象事由として該当するものをすべて選んでください。(複数回答可)
- Q24. 前年度に「申請減額」を実施した世帯数を記入してください。
- Q25. 前年度に申請免除」を実施した世帯数を記入してください。

市町名	Q22.均等割・平等割軽減の実施状況	Q23. 保険料(税)の減免の対象事由	Q24.「申請減額」を実施した世帯数	Q25.申請免除」を実施した世帯数
1)松山市	以前はあったが中止した	災害;疾病;失業;収入減;特別事情;大震災;後期医療への移行に伴う扶養家族の減免	64	32
2)今治市	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;生活保護(生保);特別事情;大震災	176	0
3)宇和島市	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;大震災	1	0
4)八幡浜市	実施している	災害;失業;収入減;生活保護(生保);服役等の理由により保険給付費を受けることができない場合	24	1
5)新居浜市	実施している	災害;失業;収入減;低所得;生活保護(生保);特別事情;大震災;	125	0
6)西条市	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;生活保護(生保);特別事情;大震災	2	11
7)大洲市	実施していない	災害;生活保護(生保);特別事情;大震災	19	2
8)伊予市	実施していない	災害;失業;収入減;大震災;矯正施設等に拘禁されているため、保険給付を受けられない者	81	0
9)四国中央市	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;特別事情;服役中の者等で保険給付を受けることができない場合、など	9	0
10)西予市	実施していない	災害;失業;	24	0
11)東温市	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;低所得;生活保護(生保);特別事情;大震災	4	1
12)上島町	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;生活保護(生保);特別事情;大震災;町長が特別な理由があると認めた場合	2	0
13)久万高原町	実施していない	災害;特別事情	0	1
14)松前町	実施していない	災害;疾病;失業;収入減;低所得;生活保護(生保);特別事情;大震災	33	3
15)砥部町	実施している	災害;収入減;特別事情	6	0
16)内子町	実施していない	災害;疾病;失業;生活保護(生保);特別事情;大震災;収監、旧被扶養者	33	0
17)伊方町	実施していない	災害;失業;生活保護(生保);特別事情;大震災	8	2
18)松野町	実施していない	災害;収入減;特別事情;収容施設へ入所していた者	0	0
19)鬼北町	実施していない	災害;疾病;失業;DV や家庭事情による困難;収入減;生活保護(生保);特別事情;大震災	1	1
20)愛南町	実施していない	災害;疾病;失業;生活保護(生保);大震災;	31	0

- Q26. 減免制度の周知方法として行っているものをすべて選んでください。(複数回答可)
- Q27. 減免の実施にあたって、完納などの要件を設けている場合は該当するものを選び、必要に応じて記入してください。
- Q28. 国保法第 44 条「一部負担金の減額・免除・徴収猶予」前年度年度利用件数を記入してください。
- Q29. 一部負担金の減免制度の周知方法として行っているものをすべて選んでください。(複数回答可)
- Q30. 一部負担金の減免制度の周知方法として行っているものをすべて選んでください。(複数回答可)

市町名	Q26. 減免制度の周知方法	Q27. 減免要件	Q28.減額・免除・徴収猶予」件数	Q30. 減免制度の周知方法
1)松山市	市町ホームページ;広報誌;パンフレット・リーフレット;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	市町ホームページ;広報誌
2)今治市	市町ホームページ;パンフレット・リーフレット;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	市町ホームページ
3)宇和島市	市町ホームページ;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	市町ホームページ
4)八幡浜市	市町ホームページ;広報誌;パンフレット・リーフレット	特にない	0	担当課窓口に減免申請書設置
5)新居浜市	市町ホームページ	特にない	0	市町ホームページ
6)西条市	市町ホームページ;パンフレット・リーフレット;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	市町ホームページ
7)大洲市	市町ホームページ;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	担当課窓口に減免申請書設置
8)伊予市	市町ホームページ;パンフレット・リーフレット	特にない	0	市町ホームページ
9)四国中央市	市町ホームページ;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	担当課窓口に減免申請書設置
10)西予市	市町ホームページ	特にない	0	市町ホームページ
11)東温市	市町ホームページ;パンフレット・リーフレット;担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	市町ホームページ;担当課窓口に減免申請書設置
12)上島町	市町ホームページ	特にない	0	市町ホームページ
13)久万高原町	特にない	特にない	0	特にない
14)松前町	パンフレット・リーフレット	特にない	0	市町ホームページ;広報誌
15)砥部町	市町ホームページ	特にない	0	特にない
16)内子町	市町ホームページ;パンフレット・リーフレット;担当課窓口で減免申請書を配布;パンフレットについては納税通知書送付時に加入世帯に送付	特にない	0	市町ホームページ
17)伊方町	市町ホームページ	特にない	0	市町ホームページ;担当課窓口に減免申請書設置
18)松野町	担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	担当課窓口に減免申請書設置
19)鬼北町	担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	特にない
20)愛南町	担当課窓口で減免申請書を配布	特にない	0	担当課窓口に減免申請書設置

Q31. 国民健康保険制度の今後の方向性について、どのようにお考えですか？（複数選択可）

Q32. 今後の制度改正等に向けたご意見・ご要望を自由にお書きください。

市町名	Q31.今後の方向性	Q32.ご意見・ご要望
1)松山市	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要;制度自体の抜本的な見直しが必要	
2)今治市	都道府県との連携強化が必要	
3)宇和島市	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
4)八幡浜市	都道府県との連携強化が必要	
5)新居浜市	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要	
6)西条市	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要;制度自体の抜本的な見直しが必要	
7)大洲市	制度自体の抜本的な見直しが必要	
8)伊予市	都道府県との連携強化が必要	
9)四国中央市	国による財政支援の拡充が必要;制度自体の抜本的な見直しが必要	
10)西予市	国による財政支援の拡充が必要	
11)東温市	都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
12)上島町	特にない	
13)久万高原町	被保険者の負担軽減を優先すべき;国による財政支援の拡充が必要	
14)松前町	都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
15)砥部町	都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
16)内子町	都道府県との連携強化が必要	
17)伊方町	国による財政支援の拡充が必要;制度自体の抜本的な見直しが必要	
18)松野町	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
19)鬼北町	被保険者の負担軽減を優先すべき;都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	
20)愛南町	都道府県との連携強化が必要;国による財政支援の拡充が必要	

Q33. 特定健康診査の前年度の目標値(%)をご記入ください。

Q34. 特定健康診査の前年度の実績値(%)をご記入ください。

Q35. 目標値を下回る場合の施策等があればご記入ください。

市町名	Q33.目標値(%)	Q34.実績値(%)	Q35.施策等
1)松山市	35	34.1	周知啓発の継続と、個々の事情に応じた受診勧奨の実施
2)今治市	33	30.3	事業所健診受診者の検診結果の提供を受ける(みなし健診)の実施
3)宇和島市	60	38.3	・経年末受診者、不定期未受診者等へ個別受診勧奨ハガキを送付　・ICTを活用した健診予約システムの実施　・商工会議所と連携し、商工会広報誌へ健診勧奨チラシ送付
4)八幡浜市	35	33.4	ハガキによる通知や電話による受診勧奨を実施
5)新居浜市	R6 年度 40%、R5 年度 60%(出典:データヘルス計画)	34.3	前年度までの受診状況から対象者特性等を分析し、セグメントごとに行動変容を促す受診勧奨を行う。 Q34 補足: 定健康診査の前年度の実績値(%)・R6 年度 34.3%(出典:速報値)、R5 年度 36.1%(出典:法定報告)
6)西条市	60	36.9	
7)大洲市	60	32	
8)伊予市	35	38.1	現時点で前年比 1.5%増である。 未受診者への周知方法の工夫や Web システム導入などにより年々増加傾向で推移している。
9)四国中央市	33.0	34.7	
10)西予市	35	34	
11)東温市	35	36.7	集団健診を逃した方に、個別受診の受診勧奨を実施
12)上島町	45	45	
13)久万高原町	53.0	50.4	令和 7 年度から個別健診 WEB 予約の実施
14)松前町	40	42.6	
15)砥部町	42.5	37.3	○完全予約制:30 分ごとの人数制限による完全予約制 ○40 歳国保加入者、前年度国保加入者、昨年度特定検診受診者を対象にがん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮)無料事業を実施 ○会計年度任用職員による電話勧奨 ○昨年度 WEB で申し込みをした方へ対してメール勧奨を実施 ○ナッジ理論や AI を活用した勧奨ハガキの送付(4 回/年) ○町内商工会と連携し、必要な方へ特定健診受診券を送付 ○各保健事業において特定健診受診券を配布 ○町内医療機関に、医療機関分析結果と通院患者向け受診勧奨ポスターを配布 ○特定健診未実施の町内 1 医療機関に働きかけ、実施医療機関となった(特定健診実施医療機関の増加) ○健診委託業者へのぼりの貸し出しを依頼し、庁舎ロビーや保健センター玄関、年金係窓口等へ設置
16)内子町	60	42.8	マーケティング分析に基づく受診勧奨事業(外部委託)
17)伊方町	48.0	47.8	
18)松野町	55	52.3	受診勧奨業務の委託
19)鬼北町	60	55.1	・キャンサースキャンによる受診勧奨 ・キホカポイントの付与(受診 1,000 円、保健指導 1,000 円)
20)愛南町	44%	39.8	過去の受診歴、健康診査、問診票を分析し、健康意識に合わせて開発した個別具体の勧奨通知をする。

Q36. 人間ドックの補助制度はありますか。
Q37. 人間ドックの補助制度がある場合具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q36.人間ドック補助制度	Q37.具体的な施策
1)松山市	ない	
2)今治市	ある	国保短期人間ドックでは1人あたり健診項目(特定＋がん検診他)に対して、29,260 円補助している。
3)宇和島市	ない	
4)八幡浜市	ある	事業名「てやてや健幸ドック」(保健センター事業)40 歳以上の国保・後期高齢者医療保険・社会保険被扶養者を対象に、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診費用の一部を助成
5)新居浜市	ある	一日人間ドック(主管課:健康政策課保健センター) 対象:40 歳以上の市民、自己負担額:13, 000 円
6)西条市	ある	費用の7割を補助
7)大洲市	ある	JA 厚生連での受診者のみ費用を助成
8)伊予市	ある	オプション制度あり
9)四国中央市	ある	委託医療機関での短期人間ドック及び脳ドックに係る費用の半額を助成
10)西予市	ない	
11)東温市	愛媛県総合保険協会及び厚生連健診センターでの受診のみ補助あり	・愛媛県総合保険協会及び厚生連健診センターで人間ドックを受診する場合、健康診査、胃がん(バリウム)、肺がん(X 線、CT)、大腸がん(便潜血検査)、子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィ)の検診費用を補助する。 ・肺がん(CT)、子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィ)は、2 年に 1 回の補助。
12)上島町	ない	
13)久万高原町	ある	町立病院で実施する人間ドック費用 30,000 円のうち 25,000 円から特定健診費用を差し引いた額を助成 委託健診機関で実施するドッグ費用のうち、集団健診での特定(基本)健診・がん検診助成額相当を助成(対象は 40 歳以上の方で社会保険加入者本人は除く)
14)松前町	ある	健診施設で実施している人間ドックの特定健診、がん検診の一部の費用を町が負担
15)砥部町	ない	
16)内子町	委託した指定医療機関での受診についてのみ助成金あり	愛媛県厚生連健診センターにおいて『うちっ子元気ドック+』(厚生連の人間ドックの基準となるコース)に助成
17)伊方町	ある	いかたドック
18)松野町	ある	特定検診受診券利用の場合、町が実施しているがん検診分の費用を補助
19)鬼北町	ある	きほく鬼ドック 基本コース 検査費用 42,500 円、助成金 25,448 円、自己負担 17,100 円 女性プラン 検査費用 49,700 円、助成金 37,438 円、自己負担 12,300 円
20)愛南町	ある	指定の検診機関が人間ドックを受診した場合、町が実施するがん検診(集団)、同様の項目分の費用を町が負担する。

Q38. がん検診の毎年受診の可否

市町名	胃がん		大腸がん		肺がん		子宮がん		乳がん 超音波		乳がん マンモグラフィ		前立腺がん	
	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団
1)松山市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
2)今治市		○	○	○		○	○	○		○				○
3)宇和島市	○	○		○		○	○	○	○			○		○
4)八幡浜市		○		○		○		○		○		○		○
5)新居浜市		○		○		○		○		○		○		○
6)西条市		○		○		○						○		○
7)大洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8)伊予市		○		○		○		○				○		○
9)四国中央市		○		○		○	○		○		○			○
10)西予市		○		○		○	○	○	○	○	○	○		○
11)東温市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
12)上島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○
13)久万高原町	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
14)松前町		○		○		○		○		○		○		○
15)砥部町	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○
16)内子町		○		○		○		○		○		○		○
17)伊方町	○		○		○		○		○		○		○	
18)松野町		○		○		○	○	○		○		○		○
19)鬼北町		○		○		○	○	○		○		○		○
20)愛南町		○		○		○	○	○		○		○		○

Q39. がん検診について自治体独自で工夫している施策があればご記入ください。	
市町名	Q39. がん検診について自治体独自で工夫している施策
1) 松山市	がん検診の未受診者や、各検診を受診できるようになる年齢の人に、ナッジ理論を取り入れた受診勧奨通知を送付しています。 24 時間いつでも予約が可能な web 予約を導入し、受診者の利便性の向上を図っています。また、web 予約普及のため、web 予約し受診した人に抽選で景品を贈っています。
2) 今治市	○令和7年度から肺がん CT を中止し、エネサブを導入。国が推奨する5大がんをすすめるためにチラシ等を工夫している。集団健診日程で土日やレディースデイ等を設定し、検診が受けやすいようにしている。 ○また、託児の日程も設けている。無料クーポン券発行(子宮頸がん(女性のみ)H16.4.2～H17.4.1生)・(乳がん(女性のみ)・大腸がん(男女)S59.4.2～S60.4.1 生) ○4か月児の母親に子宮頸がん検診受診勧奨チラシを配布している。 （担当:健康推進課）
3) 宇和島市	・特定健診とがん検診を同日開催している ・がん検診受診者へ申請により RUC POINT(宇和島市電子地域ポイント)を付与している ・5 大がん検診の自己負担額を無料化している
4) 八幡浜市	・子宮頸がん・乳がん検診については、市立八幡浜総合病院及び大洲市の産婦人科医院 2 か所において個別健診を実施(年齢による対象者の限定あり) ・令和7年度から年度末 21 歳の方に子宮頸がん、年度末 41 歳の方に乳がん検診の無料クーポンを送付(特例で前年度に受診していても可)※いずれも保健センター事業
5) 新居浜市	・生活習慣病に関する健診(特定健康診査、若年者健康診査、健康診査(生活保護受給者))との同時実施・休日健診の実施・集団健診当日に健康相談を併設・託児あり・レディースデイの実施 Q38 補足:子宮がん:2年に1回、頸がんのみ。体がんは未実施。乳がん マンモグラフィ:2年に1回
6) 西条市	国が推奨するがん検診は無料にしている。休日や託児付きけんしん、レディースデイを設けて、働く世代や女性が受けやすい環境をつくっている。
7) 大洲市	
8) 伊予市	50 歳以上、胃内視鏡検査を導入 子宮がん・乳がんクーポン券を対象に送付
9) 四国中央市	(集団方式)検診予約の利便性向上、休日の検診実施、レディースデイ・託児の実施、一部検診料金の補助
10) 西予市	集団健診は、特定健診と同日ですべてのがん検診を受けられる総合健診として実施している。 平日勤めている方も受診できるよう土曜健診を設定、また育児中の方が受診しやすいよう託児利用可能日を設けている。
11) 東温市	土日にも集団健診を実施。健康診査と同日受診が可能。
12) 上島町	Q38 において子宮がん及び乳がんマンモグラフィが個別方式毎年受診可となっているが、システムの都合上記入しているだけであり、本来は子宮がん及び乳がんマンモグラフィにおいては毎年受診可ではない。
13) 久万高原町	・受診しやすい体制整備として、特定(基本)健診とがん検診を同日開催し、土日の健診日を設けている。また健診案内は集団健診と個別健診を一緒に案内しており受診者が生活スタイルに合わせ受診方法を選択できる体制がある。 ・事前連絡のない集団健診不来場者へ電話連絡を行い、再予約や別会場の受診案内を実施。
14) 松前町	休日健診(土日)を実施。女性のみのレディース健診や託児付き健診を実施。
15) 砥部町	国保がん検診無料クーポン券
16) 内子町	節目年齢の方の検診料金を無料にしており、重点的に受診勧奨を行っている(クーポン券やリーフレットの送付等)。
17) 伊方町	
18) 松野町	
19) 鬼北町	キホカポイント付与(5 がん検診 1 つ 500 円付与)
20) 愛南町	無償化

Q40. 国民健康保険制度に関して、その他ご意見・ご提案・現場で感じている課題などがあれば、自由にご記入ください。	
市町名	Q40.国民健康保険制度に関して、その他ご意見・ご提案・現場で感じている課題などがあれば、自由にご記入ください。
1) 松山市	
2) 今治市	
3) 宇和島市	電子地域ポイントを付与している
4) 八幡浜市	
5) 新居浜市	特になし
6) 西条市	国保の県単位化(保険料統一等)に向けて、国保財政運営の責任主体である県が、今以上に積極的 に取り組んでほしい。
7) 大洲市	
8) 伊予市	
9) 四国中央市	Q38 について、子宮がん・乳がん超音波・乳がんマンモグラフィは 2 年に 1 回の実施です。
10) 西予市	
11) 東温市	
12) 上島町	
13) 久万高原町	
14) 松前町	
15) 砥部町	電子化等でより効率のよい運営を図りたいが上手くいかない Q32 が整数しか入力できないため、ここに記入します。 「保険受給のみ行い、保険税を払わない世帯(滞納者・外国人)等への対策」 Q38 が各行必ず 1 つ以上の選択が必要となっているため、以下の3項目の「個別方式 毎年受診 可」チェックはエラー回避で入力しています。実際には、対象外です。 ・子宮がん・乳がん 超音波・乳がん マンモグラフィ
16) 内子町	なし
17) 伊方町	
18) 松野町	
19) 鬼北町	
20) 愛南町	

4. 出産支援について

- Q1. 自治体で実施されている、妊産婦の医療費助成に関する独自施策がありますか。
- Q2. 自治体で実施されている、妊産婦の医療費助成に関する独自施策がある場合は、内容や工夫点など自由にご記入ください。

市町名	Q1 妊産婦の医療費助成に関する独自施策	Q2. 妊産婦の医療費助成に関する独自施策
1)松山市	ない	
2)今治市	ない	
3)宇和島市	ない	
4)八幡浜市	ない	
5)新居浜市	ない	
6)西条市	ない	
7)大洲市	ない	
8)伊予市	ない	
9)四国中央市	ない	
10)西予市	ない	
11)東温市	ない	
12)上島町	ない	
13)久万高原町	ない	
14)松前町	ない	
15)砥部町	ない	
16)内子町	ある	○特定不妊治療費(保険適用)助成事業 保険診療の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)として医療費の保険適用を受けた自己負担費用の一部または全部を助成するもの。 ○不育症治療費助成事業 国が認めた医療機関で先進医療の不育症検査を受けた方に検査費用の一部を助成するもの。
17)伊方町	ある	
18)松野町	ない	
19)鬼北町	ない	
20)愛南町	ない	

5. 子どもの医療費助成制度について

- Q1. 子どもの医療費助成制度についてお尋ねします。[通院]
- Q2. 子どもの医療費助成制度についてお尋ねします。[入院]
- Q3. 子どもの入院時食事代の助成制度はありますか。
- Q4. 子どもの入院時の食事代の助成制度の具体策をご記入ください。

市町名	Q1.医療費助成制度 通院]	Q2.医療費助成制度 入院]	Q3.入院時食事代 助成制度	Q4.入院時の食事代の助成制度の具体策
1)松山市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
2)今治市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
3)宇和島市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
4)八幡浜市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
5)新居浜市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
6)西条市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	入院時の食事費用につきましては、各保険 において被保険者の一部負担金となる標準 負担額は、ご負担いただくものとしており、こ の食費部分の助成は考えていない。
7)大洲市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
8)伊予市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
9)四国中央市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	令和5年4月に15歳から18歳への医療費助 成の拡充を行っており、現在のところ、それ 以上の助成拡充は検討していない。
10)西予市	大学卒業まで(22 歳年度末)	大学卒業まで(22 歳年度末)	ない	
11)東温市	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
12)上島町	大学卒業まで(22 歳年度末)	大学卒業まで(22 歳年度末)	ない	
13)久万高原町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
14)松前町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
15)砥部町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
16)内子町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	なし
17)伊方町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
18)松野町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
19)鬼北町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	
20)愛南町	高校卒業まで(18 歳年度末)	高校卒業まで(18 歳年度末)	ない	

6. 就学援助・子育て支援について(Q2 は次ページ)
- Q1. 保護者への広報手段として行っているものをすべて選んでください。(複数回答可)
- Q2 は Q5の後に記載
- Q3. 前年度の就学援助の受給人数をご記入ください。
- Q4. 前年度の就学援助の受給世帯数をご記入ください。
- Q5. 前年度の就学援助の受給総額をご記入ください。

市町名	Q1.広報手段	Q3.受給人数	Q4.受給世帯数	Q5.受給総額
1) 松山市	入学説明会;ホームページ;自治体広報	6,052	5,068	502,129,296
2) 今治市	入学説明会, 入学式, 始業式, ホームページ	1,114	727	96,481,091
3) 宇和島市	ホームページ;自治体広報;前年度認定者への文書送付。就学前健診時の案内(文書配布)。	651	455	56,104,000
4) 八幡浜市	入学説明会, ホームページ, 自治体広報	236	155	22,924,299
5) 新居浜市	入学式;始業式;ホームページ;各学期ごと	869	598	61,860,097
6) 西条市	入学説明会, ホームページ, 自治体広報, マチコミメール、学校だより	695	559	64,885,401
7) 大洲市	入学説明会;入学式;ホームページ;自治体広報	452	285	47,656,382
8) 伊予市	入学説明会;	381	302	34,883,508
9) 四国中央市	入学説明会;ホームページ;自治体広報;SNS	496	321	44,367,171
10) 西予市	ホームページ, 新入学就学通知書送付時に同封。転入学時に学校事務室から周知	239	160	19,500,766
11) 東温市	ホームページ;自治体広報;就学時検診	244	172	2,114,414
12) 上島町	入学式;始業式;自治体広報	23	13	1,543,618
13) 久万高原町	入学説明会;ホームページ	69	43	5,462,412
14) 松前町	入学式;ホームページ;自治体広報;翌年度申請募集時 12 月頃	267	169	23,952,255
15) 砥部町	入学説明会, ホームページ, 自治体広報	211	147	20,572,959
16) 内子町	入学説明会;ホームページ;自治体広報	99	62	8,408,329
17) 伊方町	始業式, ホームページ, 自治体広報	82	55	8,216,951
18) 松野町	ホームページ;就学通知書に就学援助制度に係る周知案内を同封している	23	15	1,699,579
19) 鬼北町	入学説明会	59	37	5,269,240
20) 愛南町	入学説明会;ホームページ;自治体広報;学校にて児童生徒に文書を配布	119	79	5,040,460

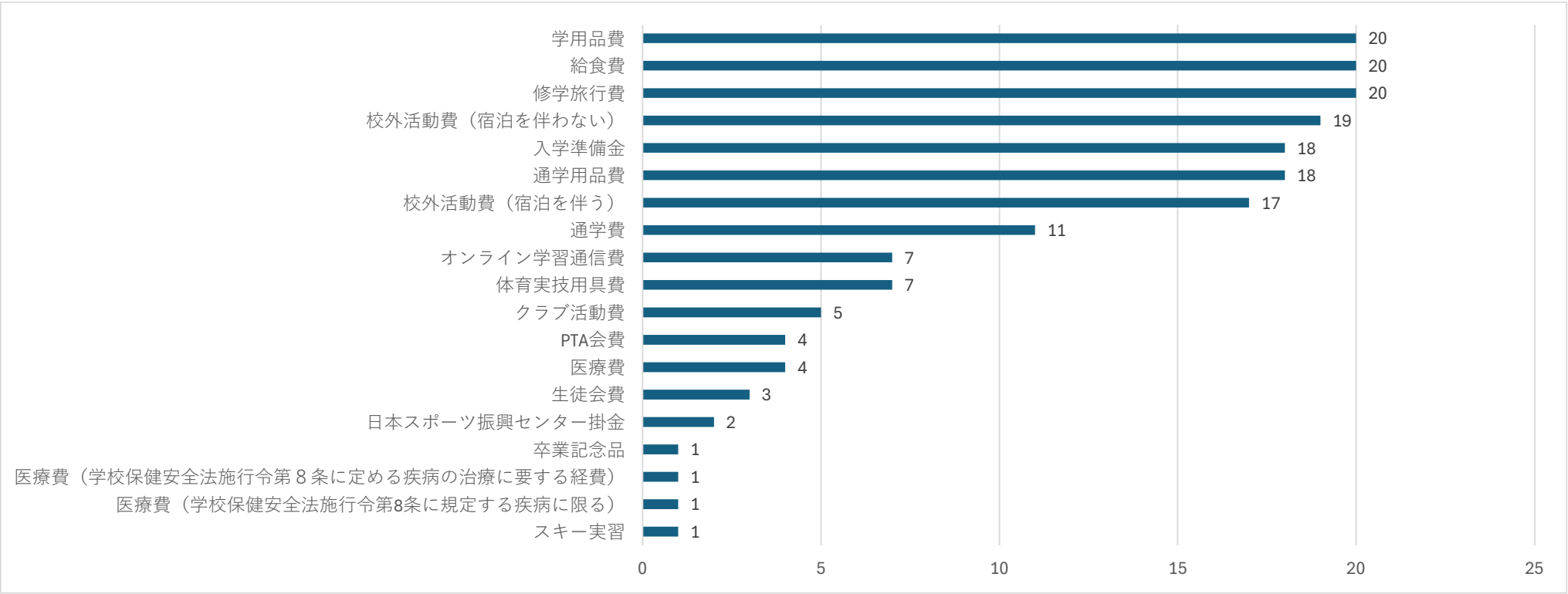
Q2. 就学援助の認定対象基準を記入してください。(例:生活保護基準の〇倍、住民税非課税など)

市町名	Q2. 就学援助の認定対象基準を記入してください。(例:生活保護基準の〇倍、住民税非課税など)
1)松山市	生活保護基準の 1.3 倍
2)今治市	生活保護基準表に基づき算出した額の 1.3 倍
3)宇和島市	宇和島市就学援助費支給要綱(以下のとおり) 第 2 条 支給対象者は、市内に住居を有し、かつ、原則、市内の小中学校に在籍する学校教育法第 17 条に規定する学齢児童又は学 齢生徒の同法第 16 条に規定する保護者及び次年度就学予定児童(新入学児童学用品費等を受給する場合に限る。)の保護者で、次 の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、教育長が特に必要と認めた者においてはこの限りではない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒 学用品費、クラブ活動費及び学校給食費等の支給については、同法第 13 条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われ ている場合の保護者を除く。) (2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であり、前年度又は当該年度において 次のいずれかの措置を受けたもの (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 (イ) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項の規定に基づく市民税の非課税 (ウ) 地方税法第 323 条の規定に基づく市民税の減免 (エ) 地方税法第 72 条の 62 の規定に基づく個人事業税の減免 (オ) 地方税法第 367 条の規定に基づく固定資産税の減免 (カ) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び第 90 条の規定に基づく国民年金の保険料の減免 (キ) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条の規定に基づく保険料の減免又は徴収猶予 (ク) 生活福祉資金貸付制度の更生資金による貸付け (3) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条の規定に基づく、児童扶養手当の支給を受ける者 (4) 教育長が、災害その他特別の事情があると認める者 (5) その他教育長が、特に援助を必要と認める者 2 前項第 2 号及び第 5 号に掲げる者にあつては、世帯全員の所得が、生活保護法の保護基準に従い世帯の状況に応じて算出した基 準生活費の合計額の 1.4 倍以内の者とする。
4)八幡浜市	生活保護基準の 1.3 倍
5)新居浜市	・生活保護法に基づく保護が停止又は廃止された世帯に属する者 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市民税の所得割非課税世帯に属する者 ・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による扶養手当(全額支給に限る。)の受給者
6)西条市	生活保護基準の 1.3 倍未満、住民税の非課税等
7)大洲市	特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額に 1.0 を乗じて得た額
8)伊予市	市民税非課税世帯・児童扶養手当受給者・生活保護基準の 1.1 倍等
9)四国中央市	1.生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者 2.生活保護法の規定による保護の停止又は廃止を受けた者 3.地方税法第 295 条第 1 項の規定による市民税非課税者 4.地方税法第 323 条の規定による市民税の減免を受けた者 5.国民年金法第 89 条から 90 条の 2 までの規定による保険料の全額免除を受けた者 6.国民年金保険法第 77 条の規定による保険料の全額免除を受けた者 7.児童扶養手当法第 4 条の規定による児童扶養手当の全額支給を受けた者 8.2～7 のほか、要保護に準ずる程度に生活が困窮している者(生活保護基準の 1.3 倍、ひとり親世帯については 1.5 倍)
10)西予市	生活保護基準の1. 3倍
11)東温市	1 生活保護を受給 2 生活保護の停止または廃止を受けた 3 市町村民税が非課税 4 市町村民税の減免 5 個人事業税の減免 6 個人資産税の減免 7 国民年金保険料の減免 8 国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けている 9 児童扶養手当を受給 10 生活付記し資金の貸付を受けている 11 生計を同じくする世帯全員の前年収入が生活保護基準の 1.3 倍以下 12 その他
12)上島町	生活保護基準の 1.3 倍
13)久万高原町	生活保護の停止または廃止、市町村民税の非課税・減免、個人の事業税の免税、固定資産税の減免、国民年金の掛金の減免、国民 健康保険の保険料の減免または徴収猶予、児童扶養手当の受給、生活福祉資金の貸付を受給など
14)松前町	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、生活保護の廃止又は停止、市町村民税が非課税、市町村民税が減免、個人事業税が 減免、固定資産税が減免、国民年金の掛金が減免、国民健康保険料が減免又は徴収猶予、国民健康保険税が減免又は徴収猶予、 児童扶養手当を受給、生活福祉資金の貸付有
15)砥部町	生活保護基準の 1.3 倍
16)内子町	○生活保護を受けているもの ○生活保護基準の 1.5 倍以下で、かつ、申請をした日が属する当年度または前年度において、次のいずれかの措置を受けているもの ・生活保護法の規定による保護の停止又は廃止 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条の規定による市町村民税の非課税 ・地方税法第 323 条の規定による市町村民税の減免 ・地方税法第 72 条の 62 の規定による個人の事業税の減免 ・地方税法第 367 条の規定による固定資産税の減免 ・国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び第 90 条の規定による国民年金の保険料の免除 ・国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予 ・児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条の規定による児童扶養手当の支給 上記にかかわらず、就学させることが困難であると教育委員会が認めるもの
17)伊方町	生活保護基準の 1.3 倍、住民税非課税
18)松野町	生活保護基準の 1.5 倍、住民税非課税又は減免、国民年金保険料の免除、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予、児童扶養手当 の受給、個人事業税減免
19)鬼北町	前年度の所得額が生活保護基準の 1.0 倍未満
20)愛南町	生活保護基準の 1.3 倍

- Q6. 就学援助の支給項目として該当するものをすべて選んでください。(複数回答可)
- Q7. 上記のうち「入学準備金」について、入学前支給は実施していますか？
- Q8. 就学援助として自治体独自の施策があれば教えてください。

市町名	Q6. 支給項目	Q7. 入学準備金の入学前支給	Q8. 自治体独自の施策
1)松山市	学用品費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);医療費	はい	
2)今治市	学用品費, 入学準備金, 通学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 校外活動費(宿泊を伴わない), 校外活動費(宿泊を伴う)	はい	
3)宇和島市	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;クラブ活動費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);医療費(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に要する経費)	はい	
4)八幡浜市	学用品費, 入学準備金, 通学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 校外活動費(宿泊を伴わない), 校外活動費(宿泊を伴う), オンライン学習通信費	はい	
5)新居浜市	学用品費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う)	はい	
6)西条市	学用品費, 修学旅行費, 給食費, 校外活動費(宿泊を伴わない), 校外活動費(宿泊を伴う), オンライン学習通信費	はい	
7)大洲市	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);日本スポーツ振興センター掛金;オンライン学習通信費	はい	
8)伊予市	学用品費;体育実技用具費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;クラブ活動費;生徒会費;PTA 会費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う)	はい	なし
9)四国中央市	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う)	はい	
10)西予市	学用品費, 体育実技用具費, 入学準備金, 通学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 校外活動費(宿泊を伴わない), 校外活動費(宿泊を伴う), 日本スポーツ振興センター掛金	はい	
11)東温市	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);スキー実習	はい	スキー実習費の支給
12)上島町	学用品費;体育実技用具費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う)	いいえ	無し
13)久万高原町	学用品費;体育実技用具費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);医療費	いいえ	特になし
14)松前町	学用品費;体育実技用具費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);オンライン学習通信費	はい	
15)砥部町	学用品費, 体育実技用具費, 入学準備金, 通学用品費, 通学費, 修学旅行費, クラブ活動費, 生徒会費, PTA 会費, 給食費, 卒業記念品, 校外活動費(宿泊を伴わない), オンライン学習通信費, 医療費	はい	
16)内子町	学用品費;体育実技用具費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;クラブ活動費;PTA 会費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);オンライン学習通信費	はい	
17)伊方町	学用品費, 修学旅行費, 給食費, オンライン学習通信費, 医療費	地域商品券の配布	
18)松野町	学用品費;入学準備金;通学用品費;通学費;修学旅行費;クラブ活動費;生徒会費;PTA 会費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う);医療費(学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に限る)	はい	中学校卒業新生活応援金の支給
19)鬼北町	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない);校外活動費(宿泊を伴う)	はい	独自施策なし
20)愛南町	学用品費;入学準備金;通学用品費;修学旅行費;給食費;校外活動費(宿泊を伴わない)	いいえ	「愛南町教育世代児童生徒就学応援金」を支給

Q6. 支給項目



Q9. 実施時期・対象・金額など詳細をご記入ください。	
市町名	Q9. 実施時期・対象・金額など詳細をご記入ください。
1) 松山市	○学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わない)(年3回) 小学校(1年生):13,230 円 小学校(2年生～):15,500 円 中学校(1年生):25,040 円 中学校(2年生～):27,310 円 ○入学準備金(年1回) 小学校:57,060 円 中学校:63,000 円 ○通学費 小中学校:実費 ○修学旅行費(年1回) 小中学校:実費(一部対象とならない経費あり) ○校外活動費(宿泊を伴わない)(年1回) 小学校:実費(上限額 3,690 円) 中学校:実費(上限額 6,210 円) ○給食費 小中学校:実費 ○医療費 小中学校:特定の疾病の治療について援助
2) 今治市	
3) 宇和島市	12 月～3月にかけて次年度の申請受付・認定事務を開始。その後、年度途中で申請のあった場合にも随時審査・認定。支給時期について、新入学学用品費は3月頃、学用品費・通学用品費は学期始めに支給。その他(修学旅行費等)は活動後に随時支給。支給額については、対象経費に対し前年度の要保護児童生徒援助費補助金で定められた予算単価の範囲内で金額を決定。ただし、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費(※上限額あり)、学校給食費については実費を支給。
4) 八幡浜市	
5) 新居浜市	
6) 西条市	
7) 大洲市	実施:7 月、12 月、3 月(新入学児童学用品) 対象:要保護・準要保護 ・生活保護が停止または廃止された ・市民税が非課税または減免されている ・個人事業税が減免されている ・固定資産税が減免されている ・国民年金保険料が減免されている ・国民健康保険税が減免(徴収猶予)されている ・児童扶養手当を受給している ・その他経済的理由による生活困難 金額:年間 【小学校】 学用品・通学用費 11,640 円 新入学児童生徒学用品費 57,060 円 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 1,600 円 校外活動費(宿泊を伴うもの) 全額 修学旅行費 全額 給食費 全額 医療費(学校病の治療費のみ) 自己負担額全額 オンライン学習通信費(3～6 年生) 14,000 円 【中学校】 学用品・通学用品費 22,740 円 新入学児童生徒学用品費 63,000 円 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 2,310 円 校外活動費(宿泊を伴うもの) 全額 修学旅行費 全額 給食費 全額 医療費(学校病の治療費のみ) 自己負担額全額 オンライン学習通信費 14,000 円
8) 伊予市	
9) 四国中央市	
10) 西予市	
11) 東温市	実施時期:スキー実習実施時(例年1月頃) 対象:市内小学校6年生 支給金額:実費(令和6年度実績 118,262 円)
12) 上島町	
13) 久万高原町	—
14) 松前町	
15) 砥部町	
16) 内子町	
17) 伊方町	
18) 松野町	令和 6 年度に新設した制度 対象者:3/1 基準日として中学校卒業見込みで進学又は就職を予定している者 支給時期:3 月下旬 支給額:1 人につき 5 万円
19) 鬼北町	独自施策なし
20) 愛南町	6～7月に小・中・高校生の保護者へ1人につき2万円支給(別途新入学加算等あり)

Q10. 自治体独自の給食費の補助・減免は行っていますか。実施の有無をご記入ください。
Q11. 「実施している」「検討中」の施策をご記入ください。(半額助成・〇〇円を助成・第3子以降無料)

市町名	Q10.給食費の補助・減免	Q11.「実施している」「検討中」の施策をご記入ください。
1)松山市	いいえ	
2)今治市	はい	1食20円を助成
3)宇和島市	はい	・1食あたり100円を減額 ・物価高騰対策として、1食あたり小学生45円、中学生50円を公費負担
4)八幡浜市	はい	令和4年度より、学校給食食材購入支援事業補助金として、1食あたり20円を上限に補助している。(令和7年度より30円)
5)新居浜市	はい	所得等の条件を満たす世帯については、第3子以降の給食費を無料としている。
6)西条市	はい	令和7年度は、物価高騰対策のため、児童生徒の給食費一食につき30円の補助を行っている。
7)大洲市	いいえ	
8)伊予市	いいえ	
9)四国中央市	はい	全額無償
10)西予市	いいえ	
11)東温市	はい	給食センター 1食あたり15円を助成 ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用 ※学校給食会計に交付する形で実施 保育幼稚園課 公立幼稚園、認定こども園、小・中学校の給食費について1食あたり15円を減額
12)上島町	はい	50円を助成
13)久万高原町	いいえ	ー
14)松前町	はい	松前町立学校給食センターが提供する小・中学校の給食費の無料
15)砥部町	はい	R5年度に2.3学期の給食費を全額免除、R6,7年度は、給食費の一部(40円～50円)を支援している。今後については、国全体の動向を注視し検討したい。
16)内子町	いいえ	
17)伊方町	はい	半額助成
18)松野町	はい	半額(小学生:140円、中学生:160円)及び令和5年度以降に物価高騰による値上げ分(小・中学生共に18円)、食育加算(年間8,000円) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し6月分から今年度に限り無償とする。
19)鬼北町	はい	特別栽培米購入事業費補助金 500,000円 食育推進事業費補助金 1,000,000円 給食費負担軽減事業補助金 2,380,000円
20)愛南町	はい	幼・小・中:全園児児童生徒無償 保育所:主食費・副食費無償

Q12. 保育園の利用定員数をご記入ください。
Q13. 保育園の実際の利用者数をご記入ください。
Q14. 現在の保育園の待機待機児童数(0～5歳)を教えてください。(いない場合は0)
Q15. 保育園の待機児童対策として行っている施策をご記入ください。

市町名	Q12.定員数	Q13.利用者数	Q14.機待機児童数(0～5歳)	Q15. 保育園の待機児童対策として行っている施策をご記入ください。
1)松山市	4,089	3,488	0	・保育ニーズの高まりにより申込児童数が増加しており、保育士の確保による待機児童対策を進めています。 ・令和元年から、保育士の離職を防止し、業務負担を減らすため、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う保育支援者を雇用した施設へ助成(保育体制強化事業)をしています。また令和4年から、私立園に、ICTを導入した際、助成をしています。 ・出前講座で、将来の保育士を目指す人材を増やすため、市内の中学校、高等学校、専門学校、大学で、保育士の仕事内容や魅力を伝えてきました。また、保育士の仕事について幅広く発信する、「保育のおしごとフェア」で保育士の魅力を発信するなどに取り組んでいます。
2)今治市	2,150	1,503	0	入所できる保育所等がなく、やむを得ず代替保育を利用する家庭への利用料補助。(代替保育利用支援補助金)。
3)宇和島市	1,092	829	0	保育士確保対策をしています。
4)八幡浜市	670	481	0	
5)新居浜市	2,675	2,344	0	特にございません
6)西条市	2,940	2,532	0	丁寧な意向調査と情報提供
7)大洲市	1,330	882	0	
8)伊予市	1,105	879	0	特になし
9)四国中央市	1,210	801	0	
10)西予市	1,193	722	0	特になし
11)東温市	801	679	0	
12)上島町	170	70	0	上島町子ども・子育て支援事業計画にてニーズ把握と必要量の推計を策定している。
13)久万高原町	90	87	0	ー
14)松前町	719	677	0	施設整備、保育士確保
15)砥部町	210	171	0	民間企業の誘致による保育の受け皿の拡大
16)内子町	372	307	0	特になし
17)伊方町	255	102	0	
18)松野町	80	69	0	
19)鬼北町	263	201	0	特になし
20)愛南町	510	295	0	特になし

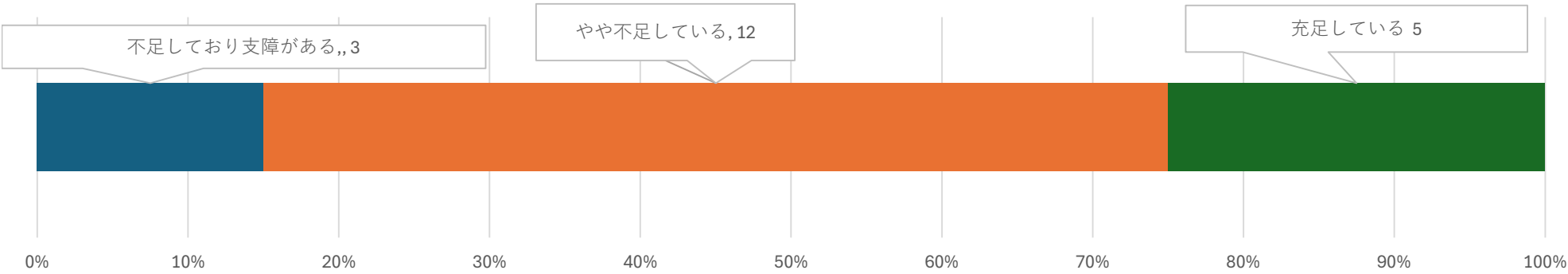
Q16. 保育士の確保状況はいかがですか。

Q17. 保育士の退職防止や保育士確保のために自治体が独自に工夫していることはありますか。

Q18. 今後、必要とされる保育施策や支援策についてご意見があればご記入ください。

市町名	Q16. 保育士の確保状況	Q17. 保育士の退職防止や保育士確保の施策	Q18.今後、必要とされる保育施策や支援策
1)松山市	やや不足している	令和5年度からは、県市連携事業として UIJ ターン保育士支援や保育士宿舍借上げ支援のほか市独自の取組みとして保育士の確保・定着のための相談支援を実施するなど、保育士の確保に努めています。	今後も保育士の確保を進めることが必要と考えており、今まで実施してきた様々な取組に加え、新たな保育士の確保策の実施を検討していきたいと考えています。
2)今治市	やや不足している	転入や新卒採用保育士への補助金・奨励金の交付制度。保育士資格者の復帰就労支援制度。 (UIJ ターン保育士等支援事業、保育士等市内定着支援事業、はじめて保育士・おかえり保育士支援事業)	なし
3)宇和島市	やや不足している	・宇和島市 UIJ ターン保育士支援補助金 (R6.4～) ・宇和島市保育士就労奨励金 (R7.4～)	
4)八幡浜市	やや不足している		
5)新居浜市	やや不足している	有料の人材派遣サイトの活用	特にごさいません
6)西条市	不足しており支障がある	UIJターン保育士支援事業(市内の保育所等へ就労した県外出身の方に就労するために必要となった引越費用等を補助)	
7)大洲市	やや不足している	潜在保育士の掘り起こし	教育・保育の質の向上
8)伊予市	充足している	●保育士の業務負担を権限するために ICT を導入予定である。 ●月に 1 回保育・幼稚園室の職員が園を訪問し、保育指導や巡回相談を行っている。	昨年度、保育士の配置基準が見直されたうえに、令和 8 年度開始の「こども誰でも通園制度」により更に保育士が必要となるため、保育士の処遇改善が必要でないか？
9)四国中央市	不足しており支障がある	UIJ ターン保育士等支援事業として、市外から市内の保育所等に就業する者について、移住に係る費用 (引越し費用、家賃等)として上限 20 万円の補助を行っている。	保育士を確保することで、保育士自身の長時間労働を防ぐことができるため、働きやすい職場づくりに繋がるものと思われる。
10)西予市	やや不足している	西予市 UIJ ターン保育士支援事業(県市町連携)により、県外・市外から転入または市内での転居を伴って市内保育施設に就職する保育士等(保育士・保育教諭)に対して、引越費用や家賃、生活用品の購入にかかる費用などを最大 20 万円まで補助。	Q12 の補足:認可保育所では7施設 370 人、2・3号なら 17 施設 823 人 Q13 の補足:2・3号なら 17 施設 722 人
11)東温市	やや不足している	・市外から移住した保育士へ助成金 ・昼休憩の確保のため代替保育士を雇用 ・雑務のための用務員を雇用	
12)上島町	やや不足している	愛媛県と連携し上島町内の保育所に新たに就職する保育士が転居のために要した引越費用等に補助金を交付し、保育士の確保に務めている。	
13)久万高原町	充足している	ー (民間委託)	ー
14)松前町	やや不足している	・保育ICTシステムの導入準備を進めており、事務改善を通じて働きやすい職場づくりに努めている。 ・保育士が登録している求人サイトを活用し直接スカウトを行っている。 ・町で作成した保育士募集・PR 動画を町の公式 YouTube チャンネルで公開し、保育士確保とあわせて、保育現場の魅力を発信することで、イメージアップにもつなげている。など	
15)砥部町	充足している		
16)内子町	不足しており支障がある	人材確保と定着促進には「研修制度」の充実も不可欠。入門的研修やスキルアップ研修を提供し、自信と専門性を高める必要あり。また、人間関係や職場環境改善も重要であり「ハラスメント防止」や「メンタルヘルスケア」の推進も重要。 保育士の確保については、「保育のおしごとフェアの出展」、「保育士等養成学校との連携」を検討。	
17)伊方町	やや不足している		
18)松野町	充足している	保育士の確保、定着、離職防止を図るため、就職応援金制度を設けている。	
19)鬼北町	充足している	・職員採用試験の募集期間前に大学・専門学校を訪問している。 ・ハラスメント等の職員研修の実施 ・職員との面談	
20)愛南町	やや不足している	特になし	特になし

Q16. 保育士の確保状況はいかがですか。



- Q19. 小学校数と放課後児童クラブ数のバランスは適切だと思いますか。
- Q20. 小学校数と放課後児童クラブ数のバランスが「いいえ」の場合その要因をご記入ください。
- Q21. 登録児童数をご記入ください。
- Q22. 登録児童定員数をご記入ください。
- Q23. 待機児童はいいますか。
- Q24. 待機児童がいる場合の待機人数をご記入ください。
- Q25. 受け入れ制限をしている学年はありますか。
- Q26. 待機児童がいる場合、どのような対策を講じていますか。

市町名	Q19. 小学校数と児童クラブ数のバランスは適切か	Q20.「いいえ」の要因	Q21. 登録数	Q22.定員数	Q23. 待機児童は有無	Q24.待機人数	Q25.制限の学年有無。	Q26. 待機児童対策
1)松山市	はい		6,673	6,654	はい	139	ない	支援員の確保や民間児童クラブへの補助
2)今治市	はい		1,508	1,630	はい	8	ない	近隣の民間児童クラブの紹介
3)宇和島市	いいえ	地域によっては定員を超える児童クラブがあるため、その他事業で補完を要しているため。	646	520	いいえ		ない	
4)八幡浜市	はい		290	338	いいえ		ない	
5)新居浜市	はい		1,288	1,550	いいえ		ない	
6)西条市	はい		1,658	1,295	いいえ		ない	
7)大洲市	はい		433	544	はい	4	ない	
8)伊予市	学校数とクラブ数のバランスは適切であるが、一部の公立クラブに利用希望者が集中しており、希望通りの利用ができていない(第1希望のクラブが利用できていない)児童が存在している。		482	611	はい	5	ない	これまで私立クラブの増設や車両送迎を推進してきた。
9)四国中央市	はい		947	1,161	はい	146	ない	支援員の確保
10)西予市	はい		312	321	はい	40	ない	民間事業者へ委託しているため、それぞれの委託先の対応となるが、基本的には定員以上の申し込みがあるクラブにおいては、利用登録の際に点数化し、年度途中で退所者がいる場合に点数に応じて随時順番に案内をしている。
11)東温市	はい		563	505	いいえ		ない	
12)上島町	はい		55	65	いいえ		ない	
13)久万高原町	適切とは思わないが、小規模校のため仕方がない。	一	88	80	いいえ	0	ない	一
14)松前町	はい		514	480	はい	7	ない	
15)砥部町	はい		313	300	はい	25	ない	支援単位の増設について検討している
16)内子町	はい		117	138	はい	3	ない	検討中
17)伊方町	はい		68	90	いいえ		ない	
18)松野町	はい		46	40	いいえ		ない	
19)鬼北町	はい		45	50	いいえ		ない	
20)愛南町	はい		126	110	いいえ		ない	

Q27. 夏休みなど長期休暇期間中における児童クラブの開所時間(開始時刻)をご記入ください。(例:7:00、8:30 など)

Q28. 夏休みなど長期休暇期間中における児童クラブの閉所時間(終了時刻)をご記入ください。(例:17:00、18:30 など)

Q29. 夏休みなど長期休暇期間中における児童クラブ利用について保護者からの要望等があればご記入ください。

市町名	Q27.開所時間	Q28.閉所時間	Q29. 保護者からの要望
1)松山市	7:30	19:00	長期休暇中のみの預かりをしてほしい。(基本的に通年・長期の預かりを行っているが、できていないクラブもある。)
2)今治市	8:00(1クラブのみ8:30)	18:00(2クラブ 18:30)	8時前からの受け入れ、長期休み期間のみの受け入れ
3)宇和島市	7:00、7:30、8:00	18:00、18:30、19:00	
4)八幡浜市	8:00	18:00	
5)新居浜市	8:00	18:00	特にございません
6)西条市	7:30	18:00	
7)大洲市	7:30	18:30	
8)伊予市	8:00	18:00	長期休暇中に限定した公立クラブの開設を求める意見があるが私立クラブで受入れ体制が整っている中で公設することは民業圧迫に繋がる可能性があることから対応していない。
9)四国中央市	8:00	18:00	開所時間の繰り上げ
10)西予市	7:30	18:00	受入定員数の拡大、受入施設の増設
11)東温市	7:45	18:00	・開所時間を早く ・土曜日でも開所してほしい
12)上島町	8:30	17:30	
13)久万高原町	7:00	18:00	特になし
14)松前町	8:00	18:30	長期休暇中のみの受入
15)砥部町	7:30	17:30(延長利用者は18:30まで)	
16)内子町	8:00	18:00	長期休暇中のみの受け入れを希望される保護者もいる
17)伊方町	8:30を基本として状況に応じて8:00としている	18:00	
18)松野町	8:00	18:00	土日の開所、時間の延長、昼食の提供
19)鬼北町	7:45	18:00	
20)愛南町	8:30	18:30	特になし

Q30. 現在、貴自治体で運営上の課題はありますか。(複数選択可)

Q31. 学童保育に関するご意見があればご記入ください。

市町名	Q30.運営上の課題	Q31.ご意見
1)松山市	支援員の人材確保;利用児童数の増加;保護者ニーズとのミスマッチ	
2)今治市	支援員の人材確保, 利用児童数の増加	
3)宇和島市	支援員の人材確保;施設の老朽化・不足;保護者ニーズとのミスマッチ	
4)八幡浜市	支援員の人材確保	
5)新居浜市	支援員の人材確保	特にございません
6)西条市	支援員の人材確保, 施設の老朽化・不足, 財政的支援の不足, 保護者ニーズとのミスマッチ	
7)大洲市	支援員の人材確保	
8)伊予市	支援員の人材確保;施設の老朽化・不足;利用児童数の増加;保護者ニーズとのミスマッチ	放課後児童健全育成事業に係る国及び県からの補助金について、定められた補助上限額が著しく低く、基礎自治体の持ち出しが負担となっている。 こうした現状の中で公立クラブの増設や店員増を求められても現実的に対応は難しい。
9)四国中央市	支援員の人材確保;施設の老朽化・不足	Q12の定員数について、1,210人の内訳(保育園:785人、認定こども園:425人) Q13の定員数について、801人の内訳(保育園:527人、認定こども園:274人)
10)西予市	支援員の人材確保, 利用児童数の増加, 財政的支援の不足	運営費の補助額の増額(できれば市の負担が少なくなるもの)
11)東温市	支援員の人材確保;利用児童数の増加;財政的支援の不足	
12)上島町	特になし	
13)久万高原町	支援員の人材確保	特になし
14)松前町	利用児童数の増加	
15)砥部町	支援員の人材確保, 施設の老朽化・不足, 利用児童数の増加	
16)内子町	支援員の人材確保;利用児童数の増加	なし
17)伊方町	支援員の人材確保	
18)松野町	支援員の人材確保;財政的支援の不足	
19)鬼北町	支援員の人材確保	
20)愛南町	支援員の人材確保;利用児童数の増加	特になし

7. 予防接種の実施状況について

- Q1. 自治体独自の带状疱疹ワクチン接種費用助成がありますか。
- Q2. 带状疱疹ワクチン接種費用助成がある場合、国の制度が導入されたことにより、どのように対応をされましたか。

市町名	Q1.带状疱疹ワクチン接種費用助成	Q2.接種費用助成がある場合、国の制度の導入からの対応
1)松山市	ない	
2)今治市	ない	
3)宇和島市	ない	
4)八幡浜市	ない	
5)新居浜市	ない	
6)西条市	ない	
7)大洲市	ない	
8)伊予市	ない	
9)四国中央市	ない	
10)西予市	ない	独自の助成なし
11)東温市	ない	独自対応はしていない
12)上島町	ない	
13)久万高原町	ある	令和6年度で新規の助成を終了。令和7年度は、令和6年度に一回目を接種している方への助成のみ。
14)松前町	ない	
15)砥部町	ない	
16)内子町	ある	令和7年度から65歳の方などへの带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になったため、要綱改正を行うとともに対象者への個別通知を行っている。 令和6年度に1回目接種済の方は、1回目の接種から6か月以内に限り2回目の接種分のみを対象に10,000円を助成。また、この助成対象者で、令和7年度の定期予防接種対象者へは、広域で決められた個人負担金のうち5,000円を助成。
17)伊方町	ある	県内自治体共同で医師会と委託契約を提携した内容を基本とするが、当町は節目年齢以外の50歳以上の住民も任意接種可能としている。また、組替ワクチンについては、町内医療機関で接種する場合は助成額を増額する。
18)松野町	ない	
19)鬼北町	ない	R7年度から国の補助を導入(町独自を廃止)
20)愛南町	ある	定期带状疱疹ワクチンの対象以外の方に対して、接種費用助成を継続して行っている。

- Q3. 自治体独自のインフルエンザワクチン接種費用助成制度がありますか。
- Q4. インフルエンザワクチン接種費用助成がある場合、具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q3 接種費用助成制度	Q4. インフルエンザワクチン接種費用施策
1)松山市	ない	
2)今治市	ある	子どもを守るインフルエンザ予防接種助成 (助成内容):子どもの集団生活の場での季節性インフルエンザの感染拡大防止を目的として、インフルエンザ予防接種を接種料金から1,000円引きで受けることができる。 (助成対象者):インフルエンザ予防接種の実施時に今治市に住所を有する方で、次の条件を満たす方① 生後6か月から小学生② 中学3年生及び高校3年生③ 助成実施期間中に生後6か月を迎える方
3)宇和島市	ある	中学3年生、高校3年生及び高校3年生相当の年齢の者に対し、インフルエンザワクチン接種費用の自己負担額のうち1,000円を上限に助成
4)八幡浜市	ある	助成対象:中学3年生及び高校3年生 助成内容:自己負担分全額を補助
5)新居浜市	ない	
6)西条市	ない	
7)大洲市	ない	
8)伊予市	ある	対象:小学1年生～高校3年生、1回当たり1,000円助成
9)四国中央市	ない	
10)西予市	ない	
11)東温市	ない	特になし
12)上島町	ある	子育て支援事業として実施(住民課担当) 生後6か月から15歳の者を対象にインフルエンザワクチン予防接種費用を助成(上限4000円/回 生後6か月から12歳:2回 13歳から15歳:1回)
13)久万高原町	ある	対象者:65歳未満の者(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。)第3条第1項の表インフルエンザの項第2号に該当する者を除く。)補助額:2,000円 補助回数:1回 ただし13歳未満の者は2回
14)松前町	ない	
15)砥部町	ある	子育て世帯の経済的な負担の軽減、インフルエンザの重症化予防のため、接種1回あたり1,000円の助成をする。 対象:生後6ヵ月～高校3年生相当年齢
16)内子町	ある	任意で接種する子どものインフルエンザワクチン予防接種の費用を助成している。助成額は、1回目3,000円、2回目1,500円。対象は、ワクチン接種日現在において町内に住所を有する1歳以上当該年度末年齢が18歳以下の者。
17)伊方町	ある	子ども(生後6か月から高校3年生まで)は全額補助(12歳未満は2回)。19～64歳は自己負担3,000円、65歳以上は自己負担1,500円。
18)松野町	ある	予防接種費用から個人負担金1,000円を差し引いた額
19)鬼北町	ある	高齢者・18歳未満:1,000円
20)愛南町	ある	任意インフルエンザ予防接種事業 ・こどもインフルエンザ予防接種無償化事業 無償化の対象:生後6か月から18歳(高校3年生相当) ・インフルエンザ予防接種補助事業 対象:19歳から64歳 補助金額:1,000円

- Q5. 自治体独自のおたふくかぜ予防接種費用助成制度がありますか。
- Q6. おたふくかぜ予防接種費用助成がある場合、具体的な施策をご記入ください。
- Q7. 自治体独自の百日咳ワクチン防接種助成制度がありますか。
- Q8. 百日咳ワクチン防接種助成制度がある場合、具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q5.おたふくかぜ	Q6. 具体的な施策	Q7.百日咳ワクチン	Q8. 具体的な施策
1)松山市	ない		ない	
2)今治市	ない		ない	
3)宇和島市	ない		ない	
4)八幡浜市	ない		ない	
5)新居浜市	ない		ない	
6)西条市	ない		ない	
7)大洲市	ない		ない	
8)伊予市	ない		ない	
9)四国中央市	ない		ない	
10)西予市	ない		ない	
11)東温市	ない	特になし	ない	特になし
12)上島町	ない		ない	
13)久万高原町	ある	対象者:1歳誕生日前日から小学校就学前までの者 補助額:2,000円 補助回数:2回まで	ない	
14)松前町	ない		ない	
15)砥部町	ない		ない	
16)内子町	ない		ない	
17)伊方町	ない		ない	
18)松野町	ある	全額補助	ない	
19)鬼北町	ある	・1歳から小学校就学前 1回無料	ない	5種混合ワクチン(ポリオ・百日咳・破傷風・Hib・ジフテリア)のみ。
20)愛南町	ない		ない	

- Q9. 国や県の制度以外で、自治体独自に実施している予防接種等がありましたら、具体的にご記入ください。
- Q10. 予防接種の対象、助成内容、周知方法などについて、ご意見や改善点がございましたらご記入ください。

市町名	Q9.自治体独自の予防接種等	Q10.予防接種の対象、助成内容、周知方法
1)松山市		
2)今治市	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種助成 ～66歳以上で初めて接種する方へ～ (助成内容) 65歳の定期予防接種の機会を逃し、66歳を過ぎて肺炎球菌感染症予防接種を希望する方に助成券を発行し、費用の一部を助成します。 助成額:1,000円 (助成対象者) 次のすべてに当てはまる方 ①自費、公費にかかわらず、これまでに「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックス)」を一度も接種したことのない方 ② 接種日に、66歳以上で、今治市に住所を有している方	
3)宇和島市		
4)八幡浜市		
5)新居浜市	特になし	特になし
6)西条市		
7)大洲市		
8)伊予市	なし	なし
9)四国中央市		
10)西予市		
11)東温市	特になし	
12)上島町	なし	
13)久万高原町		
14)松前町		
15)砥部町		
16)内子町	○造血細胞移植手術等の医療行為により、定期接種で得た免疫が低下し、または消失したため、任意で再度の予防接種を受けた者に対し、その再接種に係る費用の全部又は一部を助成している。 ○風しん予防接種が保障されていない年齢にある者に対し、任意で接種する風しん予防接種の費用を助成している。対象は、平成2年4月1日までに生まれた者であって、予防接種時に40歳に到達するまでの者及び妊娠を計画している夫婦で40歳以上の者。	
17)伊方町		
18)松野町		市町村長による接種勧奨の義務はないB類疾病(高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症、带状疱疹など)に係る予防接種も対象者へ個別に通知している。
19)鬼北町	任意接種 ・インフルエンザ…18歳以下 1,500円/回 ・風しん…妊娠を希望する女性とその配偶者 MRは5,000円、風しん3,000円上限	
20)愛南町		

8. 後期高齢者医療制度について

- Q1. 加入者数(人)をご記入ください。
- Q2. 1割負担の被保険者数をご記入ください。
- Q3. 2割負担の被保険者数をご記入ください。
- Q4. 3割負担の被保険者数をご記入ください。
- Q5. 特別療養費支給の対象者がいる場合は、その被保険者数をご記入ください。
- Q6. 外来の負担増加を月 3,000 円までに抑える配慮措置が本年9月末までです。市町独自の軽減措置を計画していますか。
- Q7. 具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q1. 加入者数 (人)	Q2.1割負担	Q3. 2 割負担	Q4. 3 割負担	Q5.特別療養 費支給の数	Q6.市町独自の 軽減措置	Q7. 具体的な施策
1)松山市	79,378	59,596	14,623	5,159		いない	
2)今治市	32,144	26,191	4,290	1,663	0	いない	
3)宇和島市	15,697	13,021	1,980	696	0	いない	
4)八幡浜市	7,449	6,072	984	393		いない	
5)新居浜市	22,074	17,136	3,825	1,113	0	いない	
6)西条市	19,853	15,930	3,015	908	0	いない	
7)大洲市	8,478	7,131	1,019	328		いない	
8)伊予市	7,152	5,742	1,114	296	0	いない	
9)四国中央市	15,894	12,464	2,581	849		いない	
10)西予市	9,148	7,778	1,112	258	0	いない	
11)東温市	5,860	4,730	880	250	0	いない	
12)上島町	1,840	1,512	285	43	0	いない	
13)久万高原町	2,189	1,975	170	44		いない	
14)松前町	5,443	4,183	1,027	233		いない	
15)砥部町	4,003	3,123	650	230	0	保険者(広域)の 方針に従う	保険者(広域)の方針 に従う
16)内子町	3,635	3,173	336	126	0	いない	
17)伊方町	2,280	1,956	267	57		いない	
18)松野町	960	836	104	20	0	いない	
19)鬼北町	2,524	2,155	315	54	0	いない	
20)愛南町	4,916	4,283	489	144	0	いない	

- Q8. 後期高齢者の健康診査の前年度目標値(%)をご記入ください。
- Q9. 後期高齢者の健康診査の前年度実績値(%)をご記入ください。
- Q10. 後期高齢者の健康診査の実績値が目標値を下回った場合の施策をご記入ください。

市町名	Q8.目標値(%)	Q9.実績値(%)	Q10.目標値を下回った場合の施策
1)松山市	22	21.8%(R5) ※R6 は集 計中(9月頃確定)	
2)今治市	10	12.6	
3)宇和島市	12	13.2	・市郊外での健診開催など受診しやすい環境を整えている。 ・健診リピーター確保のため、当年度受診者へ次年度の健診申込が優先的に行える よう3月に勧奨通知を行い、先行予約(4月)が行えるようにしている(※一般は5月より 受付開始)
4)八幡浜市	9	8.7	広報等で受診勧奨を行う。
5)新居浜市	10	7.7	周知・啓発の強化(広報誌・HP・SNS 等)
6)西条市	15	10.4	勧奨通知の発送、人間ドックの受診者を健康診査の実績値に含むよう依頼
7)大洲市	12	12.8	
8)伊予市	15	14.9	地域住民対象の教室や通いの場等で、受診勧奨のチラシを配布し説明する。
9)四国中央市	15	11.3	・「総合健診カレンダー」の全戸配布 ・保険が後期高齢者医療に移行する際の資格確認書の発送に、健診案内を同封 ・年2回の受診勧奨ハガキの送付 ・昨年度に個別健診を受けられた方に対する受診券の送付 ・出前講座等での周知啓発
10)西予市	15	14.70%	高齢者サロンや通いの場等での受診状況の確認及び受診勧奨の実施や 75 歳到達 者への受診勧奨チラシの配布による啓発活動の推進
11)東温市	21	22.9	集団健診の受診を逃した方に、個別健診の受診勧奨を窓口で実施。
12)上島町	35	24	なし
13)久万高原町	39.4	15.0	
14)松前町	23	20.9	
15)砥部町	15	19.4	
16)内子町	25	21.3	受診勧奨はがきの発送日を早めた
17)伊方町	25	21.6	
18)松野町	0	38.5	
19)鬼北町	30	31.6	他の自治体の実績動向も見ながら、保険者である後期高齢者医療連合会と協議しな がら広報周知を強化する
20)愛南町	15	16.7	

- Q11. 人間ドックの補助制度はありますか。
- Q12. 人間ドックの補助について具体的な施策をご記入ください。
- Q13. 特定健診に聴力検査は含まれていますか。
- Q14. 後期高齢者医療制度についてご意見があればご記入ください。

市町名	Q11.補助制度	Q12.具体的な施策	Q13.特定健診に聴力検査	Q14.ご意見
1)松山市	ない		ない	
2)今治市	ある	愛媛県厚生連健診センターで受診した場合 基本コース 検査費用42, 500円に対して補助金24, 664円 基本コース＋女性プラン 検査費用49, 700円に対して補助金32, 624円 ※検診機関は、愛媛県厚生連健診センターと愛媛県総合保険協会がある。	ない	
3)宇和島市	ない		ない	
4)八幡浜市	ある		ない	
5)新居浜市	ある	一日人間ドック(主管課:健康政策課保健センター) 対象:40 歳以上の市民、自己負担額:13, 000 円	ない	特になし
6)西条市	ある	健診費用の 7 割を助成	ない	
7)大洲市	ない		ない	
8)伊予市	ない		ない	
9)四国中央市	ない		ない	
10)西予市	ある	検査費用の一部助成	ない	
11)東温市	愛媛県総合保健協会及び厚生連健診センターでの受診のみ補助あり。	・愛媛県総合保健協会及び厚生連健診センターで人間ドックを受診する場合、健康診査、胃がん(バリウム)、肺がん(X 線、CT)、大腸がん(便潜血検査)子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィ)の検診費用を補助する。 ・肺がん(CT)、子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィ)は、2 年に 1 回の補助。	ない	
12)上島町	ない		ない	
13)久万高原町	ある	町立病院で実施するドック費用 30,000 円のうち 25,000 から健康診査の費用を差し引いた額を助成	県後期高齢者医療広域連合より委託される健診項目に含まれていない。	
14)松前町	ある	健診施設で実施している人間ドックの後期健診、がん検診の一部の費用を町が負担	ない	
15)砥部町	ない		ない	
16)内子町	委託した指定医療機関での受診についてのみ助成金あり	愛媛県厚生連健診センターにおいて『うちっ子元気ドック+』(厚生連の人間ドックの基準となるコース)に助成	ない	
17)伊方町	ある	いかたドック	ない	
18)松野町	ある	健康診査受診券を利用の場合、町が実施するがん検診分の費用を補助	ない	
19)鬼北町	ある	きほく鬼ドック 基本コース 検査費用 42,500 円 助成金 25,448 円 自己負担 17,100 円 女性コース 検査費用 49,700 円 助成金 37,438 円 自己負担 12,300 円	ない	
20)愛南町	ない		ない	

9. 介護保険制度について

- Q1. 65 歳以上の基準月額保険料はいくらですか。
Q2. 保険料は前期と比べてどうなりましたか。
Q3. 上昇・低下した場合は、主な要因をお書きください。
Q4. 介護保険事業運営基金積立金の年度末残高をご記入ください。
Q5. 現在の保険料水準についてどのように評価されていますか。

市町名	Q1 基準 月額保険 料	Q2.前期と 比べて	Q3. 上昇・低下の要因	Q4.運営基金 積立金の年度 末残高	Q5. 現在の保 険料水準
1)松山市	6,650	ほぼ同額		5,114,722,000	適正
2)今治市	6,137	ほぼ同額		1,931,744,511	適正
3)宇和島市	6,390	ほぼ同額		1,212,554,927	判断が難しい
4)八幡浜市	5,578	ほぼ同額		517,038,707	判断が難しい
5)新居浜市	6,300	ほぼ同額		1,011,242,194	適正
6)西条市	6,131	ほぼ同額		1,964,806,772	適正
7)大洲市	6,250	上昇した	介護給付費の増加見込みのため	396,025,644	適正
8)伊予市	6,500	ほぼ同額		655,294,359	適正
9)四国中央市	7,100	ほぼ同額		1,288,235,114	適正
10)西予市	6,400	ほぼ同額		503,953,967	適正
11)東温市	7,278	ほぼ同額		150,000,000	適正
12)上島町	5,583	上昇した	介護サービス費用の増加見込みのため	136,671,787	判断が難しい
13)久万高原町	6,950	上昇した	高齢者人口の減少および国からの交付金の減少のため。	112,039,815	適正
14)松前町	5,600	上昇した	要介護認定者数の増加及び施設整備によるサービス利用の増加並びに介護報酬改定による給付費等の増加	289,691,000	適正
15)砥部町	6,415	ほぼ同額		434,810,507	適正
16)内子町	7,500	上昇した	介護給付費が年々、増加していたため。	78,332,000	判断が難しい
17)伊方町	5,500	上昇した	人口減少及び介護サービスの増加	98,255,730	判断が難しい
18)松野町	6,200	ほぼ同額		76,273,733	適正
19)鬼北町	5,850	ほぼ同額		498,945,000	判断が難しい
20)愛南町	6,100	ほぼ同額		229,149,820	判断が難しい

- Q6. 介護保険の 第1号被保険者数をご記入ください。
Q7. 介護保険の第2号被保険者数をご記入ください。
Q8. 貴自治体において、介護保険の給付制限を受けている方がいらっしゃいますか。
Q9. 介護保険の給付制限を受けている被保険者がいる場合、その人数をご記入ください。
Q10. 介護保険の給付制限を受けている被保険者がいる場合、可能な範囲でその背景や理由(例:利用者負担の未納、不正受給、制度上の制限など)についてご記入ください。

市町名	Q6.第1号被 保険者数	Q7.第2号被保険者 数	Q8.介護保険の給付制限 の有無	Q9.給付制限の人数	Q10.給付制限を受けて背景や理由
1)松山市	31,654	517	はい	21	保険料の未納
2)今治市	11,393	167	はい	14	
3)宇和島市	27,365	80	いいえ		
4)八幡浜市	12,516	9,388	はい	6	保険料の未納
5)新居浜市	36,707	124	はい	8	介護保険料の未納等
6)西条市	34,441	33,630	はい	9	介護保険料の未納
7)大洲市	14,930	12,241	はい	8	介護保険料の未納
8)伊予市	12,419	11,294	はい	2	保険料の未納
9)四国中央市	11,127	10,586	はい	8	利用者負担の未納
10)西予市	14,871	9,958	いいえ		
11)東温市	10,554	10,600	はい	2	保険料の未納
12)上島町	2,834	6	いいえ		
13)久万高原町	959	7	いいえ		
14)松前町	9,673	9,773	はい	1	介護保険料の未納
15)砥部町	7,090	19	いいえ		
16)内子町	6,165	4,436	いいえ		
17)伊方町	3,824	10	はい	1	介護保険料の未納
18)松野町	1,618	1	はい		保険料の未納による給付額減額
19)鬼北町	4,228	2,752	いいえ		
20)愛南町	8,764	5,620	はい	2	保険料の未納

Q11. 貴自治体において、介護手当制度(在宅介護者への手当等)を実施していますか。
Q12. 介護手当がある場合の具体尾的な施策等をご記入ください(対象者・月額等)

市町名	Q11.介護手当制度	Q12.介護手当がある場合の具体尾的な施策等
1)松山市	いいえ	
2)今治市	はい	1年以上介護保険サービスを利用していない65歳以上の要介護3・4・5の方を在宅で介護している方に対し、慰労金を支給 市民税課税世帯 要介護3 月額 2,500 円、要介護4・5 月額 5,000 円 市民税非課税世帯 要介護3 月額 5,000 円、要介護4・5 月額 10,000 円
3)宇和島市	はい	(1) 市内に1年以上住所を有していること。 (2) 介護手当の支給申請の日において 65 歳以上であり、かつ、法に規定する要介護認定において要介護度が3から5までのいずれかの認定を受けていること。 (3) 介護手当の支給申請の日前1年間に於いて、法第8条各項に定めるサービスを全く利用していないこと。 ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ア 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみ利用しているとき。 イ 法第8条各項に定めるサービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)の利用日数の合計が介護手当の支給申請の日前1年間に於いて 10 日以内であるとき。 ウ 市民税非課税世帯に属し、訪問入浴介護のみ利用しているとき。 エ 市民税非課税世帯に属し、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用日数の合計が介護手当の支給申請の日前1年間に於いて 90 日以内であるとき。 (4) 介護保険料の滞納がないこと。 (5) 生活保護受給者でないこと。 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別障害者手当の受給者でないこと。 介護手当の額は、申請時の課税状況により決定するものとし、1月当たりの支給額は、市民税課税世帯においては1万円、市民税非課税世帯においては2万円(第2条第3号ウ又はエに該当する場合にあつては、5,000 円)とする。ただし、要介護者を2人以上介護している場合においても1人分の額を支給するものとする。
4)八幡浜市	はい	在宅において同居で6か月以上寝たきり老人(要介護4、5認定又は相当の方)及び重度の認知症老人を常時介護している方で、市民税非課税世帯で1年以上当市で居住し、住民登録している方:7,000 円または 5,000 円/月(保険料段階1又は2、3)
5)新居浜市	はい	一年以上市内に居住で今後も市内に住所を有する 非課税世帯 65歳以上 要介護4以上 月額 5, 000円
6)西条市	いいえ	
7)大洲市	はい	施策名 大洲市在宅高齢者等介護手当 要件1 本市に居住する介護者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者のうち市民税非課税世帯に属する介護者とし、寝たきり高齢者等及び介護者の世帯構成員に本市の市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。 要件2 寝たきり高齢者等が、介護保険サービス(福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護住宅改修並びに7日以内の短期入所生活介護又は短期入所療養介護を除く。)を受けていない期間を継続して1年間有していること。 年額 96, 000円
8)伊予市	はい	対象者:要介護4又は5の65歳以上の高齢者を在宅で介護されている方 介護保険サービスを継続して1年間受けていない方 非課税世帯・要介護者と同一世帯 保険料の滞納がないこと 手当の額:年額 60,000 円
9)四国中央市	いいえ	
10)西予市	はい	在宅で要介護4、5相当の高齢者を介護している介護者・月額10, 000円
11)東温市	はい	対象者:ねたきり老人を介護する人 非課税 10000 円(月額)、課税 5000 円(月額)
12)上島町	はい	対象者:町内在住の65歳以上の寝たきり又は重度の認知症の高齢者を介護している方で、地域支援事業における類似事業の支給を受けていない者 月額:第1・2所得段階 7,000 円 第3所得段階 5,000 円
13)久万高原町	はい	対象者:要介護3から5の認定を受けている者(要介護認定を受けていない場合にあつては要介護3から5に相当する高齢者)のうち、「日常生活動作の状況」が全介助・一部介助の者。または要介護認定調査の際の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の方で、その状態が3ヶ月以上継続している65歳以上の者。月額:7,500 円
14)松前町	いいえ	
15)砥部町	はい	本町に引き続き6か月以上居住する介護者(寝たきりの状態又は重度の認知症の症状が6か月以上継続している65歳以上の者を介護する者)に対して、月額5千円または7千円支給する。
16)内子町	はい	要介護4以上の認定を受けている方で、居宅で寝たきり状態が6か月以上継続している方。月 7,500 円。
17)伊方町	はい	手当の支給対象となる者は、町内に住所を有する者であつて、かつ次に該当する在宅の高齢者と同居し、当該高齢者を主として介護する者。 (1)寝たきり又は重度の認知症であると認められること。 (2)満年齢5歳以上であること。 (3)町内に住所を有し、居住していること。 手当の月額は、生活保護受給者及び住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者は10,000 円、それ以外の者は7,000 円 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。
18)松野町	いいえ	
19)鬼北町	はい	重度の寝たきりの高齢者等を6か月以上在宅で介護している人に対して経済的負担の軽減。 課税世帯 5,000 円/月、非課税世帯 7,000 円/月
20)愛南町	はい	ねたきり老人等介護慰労金支給事業 ねたきり老人及び認知症の老人等の要介護老人を抱える介護者の労をねぎらうとともに、積極的に支援することを目的として介護慰労金を支給します。 ○対象者 町内に住所を有し、在宅のねたきり老人等(注)と同居し、生計を同じくする方で、3か月以上継続して介護している方 (注)「ねたきり老人等」とは、次のいずれかに該当する65歳以上の方をいいます。 ① 日常生活動作の状況(歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣)のうち、全介助が1以上及び一部介助が2以上ある方 ② 重度の認知症(認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上)がある方 ○支給額 ・住民税非課税世帯:月額 7,500 円(ただし、介護保険適用の通所介護・訪問介護等の利用者は月額 5,000 円)・住民税課税世帯:月額 3,000 円

Q13. 介護保険料の減免制度について、実施している内容に該当するものをすべて選択してください。（複数選択可）
Q14. 国や法定軽減以外に、貴自治体独自で実施している介護保険料の減免制度があればご記入ください。

市町名	Q13.減免制度	Q14.独自で実施している介護保険料の減免制度
1)松山市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;独自の自治体減免制度	海外居住、刑事施設等入所、自己破産、個人の再生計画認可決定
2)今治市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減)，生活保護受給者の保険料免除，災害等による特例減免，失業や収入減による特例減免，一時的な支払い猶予制度の実施	特になし
3)宇和島市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	なし
4)八幡浜市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;一時的な支払い猶予制度の実施	
5)新居浜市	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;一時的な支払い猶予制度の実施	なし
6)西条市	災害等による特例減免，失業や収入減による特例減免，一時的な支払い猶予制度の実施，拘禁者の保険料免除	
7)大洲市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	
8)伊予市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免	なし
9)四国中央市	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;収監など	
10)西予市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減)	
11)東温市	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	
12)上島町	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	災害による損害を受けた収入が著しく減少した
13)久万高原町	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	
14)松前町	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;一時的な支払い猶予制度の実施	
15)砥部町	災害等による特例減免，失業や収入減による特例減免	
16)内子町	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	
17)伊方町	所得に応じた減免(例:低所得者への段階的軽減);生活保護受給者の保険料免除;災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免	なし
18)松野町	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合	
19)鬼北町	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;一時的な支払い猶予制度の実施;	
20)愛南町	災害等による特例減免;失業や収入減による特例減免;一時的な支払い猶予制度の実施	愛南町介護保険条例による

Q15. 介護保険料の長期滞納者が介護認定申請をする際の対応について、当てはまるものをすべて選択してください。（複数回答可）

Q16. 介護保険料を長期間滞納している方が要介護認定を申請した場合、貴自治体ではどのような対応をされていますか。対応内容が複数ある場合はすべてご記入ください。

市町名	Q15.長期滞納者が介護認定申請をする際の対応	Q16.長期間滞納者の要介護認定を申請した場合対応
1)松山市	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;滞納状況を確認し、個別対応している	
2)今治市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている、まず納付相談を案内・実施している	給付制限等の措置を行っている。
3)宇和島市	通常どおり認定調査・審査を実施	
4)八幡浜市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;滞納状況を確認し、個別対応している	給付制限がかかる旨を説明している
5)新居浜市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている。
6)西条市	通常どおり認定調査・審査を実施、認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている、まず納付相談を案内・実施している、滞納状況を確認し、個別対応している、滞納状況にかかわらず福祉的配慮を優先している	上記と同様
7)大洲市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している	まず、介護保険料の納付状況を確認し、時効を迎えていない滞納がある場合は、認定審査会までに可能な限り納付を依頼する。また、時効を迎え、納付可能な保険料が無い場合は、過去に滞納があるため、給付制限がかかることをお伝えしている。
8)伊予市	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している	給付制限に該当する方には、その旨説明し納付を促している
9)四国中央市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	給付制限の説明を行っている
10)西予市	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	Q15 のとおり
11)東温市	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	
12)上島町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	給付制限
13)久万高原町	まず納付相談を案内・実施している	給付制限対象となる可能性がある旨を申請時または申請後に通知。
14)松前町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している	・通常どおり認定調査・審査を実施 ・認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている ・まず納付相談を案内・実施している ・滞納状況を確認し、個別対応している
15)砥部町	通常どおり認定調査・審査を実施、認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	現状、介護保険料を長期間滞納している方が要介護認定を申請する事例はないが、そういった事例があった場合には、通常どおり認定調査・審査を実施するが、法令に従い、給付制限等を実施する。
16)内子町	認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している	滞納状況を確認し、納付相談を行う。
17)伊方町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;滞納状況を確認し、個別対応している	申請と同時に滞納状況を説明し、少しでも滞納解消を図るようすすめる。
18)松野町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している	
19)鬼北町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている;まず納付相談を案内・実施している;滞納状況を確認し、個別対応している;滞納状況にかかわらず福祉的配慮を優先している	個別訪問し説明
20)愛南町	通常どおり認定調査・審査を実施;認定は行うが、サービス利用時に給付制限をかけている	認定結果の送付時に滞納額を通知し、納付案内をする。

- Q17. 介護人材の確保状況はいかがですか。（複数選択可）
- Q18. 介護職員不足はありますか
- Q19. 介護職員の養成（支援）施策がありますか。
- Q20. 介護職員の養成（支援）施策が「ある」場合の具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q17.介護人材の確保状況	Q18.介護職員不足	Q19. 介護職員の養成（支援）施策	Q20.介護職員の養成（支援）施策
1) 松山市	慢性的に介護人材の不足が発生すると考えられる。	ない	ある	生活支援型訪問サービス事業者養成研修
2) 今治市	職員の確保が困難，離職率が高い	ある	ある	毎年、介護人材の離職防止・定着促進に向けた「働きやすい職場づくりセミナー」、介護現場を離れている有資格者の職場復帰を促進する等の目的で「潜在介護福祉士等再就職促進事業（介護技術研修）」をそれぞれ年3回実施している。また、令和7年度より、新卒で市内の高齢者施設に介護福祉士として就職した方に対する「介護福祉士市内定着支援奨励金」、市外から転入または市内での転居を伴って、介護福祉士として市内の高齢者施設に就職する方に、引っ越し等の費用を補助する「UIJ ターン介護福祉士支援事業」を実施している。
3) 宇和島市	職員の確保が困難;離職率が高い	ある	ある	「都道府県知事から指定を受けて研修を行い、かつ、市内に主たる事業所を有する事業者」が実施する介護職員初任者研修に対して、補助金を交付する。
4) 八幡浜市	職員の確保が困難	ある	ない	
5) 新居浜市	職員の確保が困難;離職率が高い;賃金等处遇に課題;外国人介護人材の導入を検討	ある	ない	
6) 西条市	職員の確保が困難，離職率が高い，賃金等处遇に課題	ある	ない	
7) 大洲市	職員の確保が困難;離職率が高い;賃金等处遇に課題;外国人介護人材の導入を検討	ある	ない	
8) 伊予市	職員の確保が困難;外国人介護人材の導入を検討	ある	ない	
9) 四国中央市	職員の確保が困難;離職率が高い;賃金等处遇に課題;外国人介護人材の導入を検討	ある	ある	専門学校での啓発活動など
10) 西予市	職員の確保が困難	ある	ない	
11) 東温市	職員の確保が困難;賃金等处遇に課題;外国人介護人材の導入を検討	ある	ある	東温市社会福祉協議会主催の介護職員初任者研修
12) 上島町	職員の確保が困難	ある	ある	町内の介護サービス事業所に勤務している者又は勤務することを目的としている者に対して、介護員初任者研修を受講する際にかかる交通費の支援
13) 久万高原町	職員の確保が困難	ある	ない	
14) 松前町	職員の確保が困難;離職率が高い;賃金等处遇に課題	ある	ない	
15) 砥部町	特に大きな課題はない	ない	ない	
16) 内子町	特に大きな課題はない;職員の確保が困難;事業所により異なるようです。	ある	ない	
17) 伊方町	職員の確保が困難	ある	ある	介護職員初任者研修受講支援事業 町内に住所を有し、介護職員初任者研修を受講する者に研修受講費用の2/3を助成(3万円を上限)
18) 松野町	職員の確保が困難;離職率が高い;賃金等处遇に課題	ある	ある	介護・福祉人材育成支援補助金(テキスト代等を含む研修等費用の10分の10を補助)
19) 鬼北町	職員の確保が困難	ある	ない	
20) 愛南町	職員の確保が困難	ある	ない	

Q21. 管内において、前年度に介護事業所の倒産や休止・廃止などがありましたか 。
Q22. 介護事業者への支援策があればご記入ください。

市町名	Q21.介護事業所の倒産や休止・廃止	Q22.介護事業者への支援策
1)松山市	ある	
2)今治市	ある	特になし
3)宇和島市	ある	居宅介護支援事業者が離島地区に居住する高齢者の居宅サービス計画等の作成をする際、交通費等の一部助成を行っている。
4)八幡浜市	ない	
5)新居浜市	ある	市独自では、実施していない。国・県の支援情報を提供している。
6)西条市	ある	
7)大洲市	ある	介護基盤整備事業費補助金 介護施設開設準備経費事業費補助金
8)伊予市	ない	なし
9)四国中央市	ある	経営支援
10)西予市	ある	介護事業所に限定したものではないが、本市では「インターネットを活用した採用活動支援事業補助金」を設け、求人情報サイト等を活用した採用活動に対して補助金を交付することで、求職者の動向に応じた柔軟な採用活動を支援している。
11)東温市	ある	
12)上島町	ない	
13)久万高原町	ある	近年の物価高騰対策として、食事を提供している町内介護保険事業所を対象に食材費の支援金を交付。
14)松前町	ない	
15)砥部町	ない	要望があれば、国・県の財源による介護基盤整備事業補助金及び地域介護・福祉空間等施設整備交付金による支援、町単独の高齢者福祉施設整備事業費補助金による支援を行う。
16)内子町	一部事業縮小があった。	
17)伊方町	ある	福祉人材確保補助事業 町内の福祉サービス事業所の人材確保及び定着促進を図るための補助事業 1.伊方町福祉人材雇用創出事業補助金 町内の福祉事業所等(介護事業所及び障がい福祉事業所をいう。以下同じ。)の人材確保及び定着促進を図ることを目的として、事業所を運営する法人の当該受入れに係る費用の一部を補助する。 2.伊方町外国人介護人材受入支援事業補助金 介護人材の確保に向け、町内の介護サービス事業者が外国人の技能実習生を受入れる際にかかる費用の一部を補助する。 3.伊方町介護人材再就職支援事業補助金 介護人材の確保に向け、介護職員として一定の知識及び経験を有する者等が再就職する際に必要となる費用の一部を補助する。 4.伊方町福祉事業所職員等家賃支援事業補助金 人材の確保及び定着の促進を図るため、町内の事業所が新たに雇用する職員等に対し、特別住宅手当(※住宅手当に上乗せして支給する給与)を支給する費用を補助する。
18)松野町	ない	
19)鬼北町	ある	
20)愛南町	ある	特になし

Q23. 介護サービス提供体制に関する課題をご記入ください。

市町名	Q23.介護サービス提供体制に関する課題
1)松山市	
2)今治市	将来における人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制、支援体制の構築、介護人材確保と職場環境改善・生産性向上が課題となる。
3)宇和島市	介護人材の確保
4)八幡浜市	現段階では休廃業数の大きな増加はないが、近い将来安定的なサービスの提供がむつかしくなるのではないかと
5)新居浜市	介護人材の不足、介護職員の処遇(給与等)、ICT・ロボット技術の活用不足
6)西条市	
7)大洲市	大洲市は面積が広く、事業所から各自宅までの距離が長いと、通所サービスの送迎や訪問サービスの職員の移動に時間や費用がかかることが課題である。 介護保険開始当初から携わっている職員が退職する年齢を迎え、新しい人材の確保・育成が課題である。
8)伊予市	人材不足・財政的課題・地域間格差
9)四国中央市	人材不足
10)西予市	
11)東温市	
12)上島町	・人材確保 ・介護サービスの質のばらつき、認知症状に対する専門的な対応 ・高齢者に合うサービスの提供
13)久万高原町	介護人材不足による定員の縮小。また、人口の少ない地域において提供されているサービスの定員割れの発生。
14)松前町	介護職員をいかにして確保するかが課題 訪問介護のヘルパーが減少し、利用者の希望した曜日や時間に対応できないことがある。
15)砥部町	
16)内子町	
17)伊方町	介護人材の確保と定着
18)松野町	
19)鬼北町	
20)愛南町	地域の特性に応じた適切な介護報酬

Q24. 介護予防・生活支援サービス事業を実施していますか。
Q25. 介護予防・生活支援サービス事業で実施している取り組みを教えてください(該当するものすべてにチェックしてください)

市町名	Q24. 介護 予防・生活 支援サービ ス事業	Q25. 介護予防・生活支援サービス事業
1)松山市	はい	家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス;要支援者への通所型サービス
2)今治市	はい	通いの場(サロン等), ボランティア・住民主体の活動支援, 配食・見守りサービス, 家事援助・生活支援サービス, 要支援者への訪問型サービス
3)宇和島市	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;要支援者への訪問型サービス
4)八幡浜市	はい	家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス;要支援者への通所型サービス(通所 A)
5)新居浜市	はい	配食・見守りサービス;紙おむつ支給及び理美容サービス
6)西条市	はい	通いの場(サロン等), ボランティア・住民主体の活動支援, 配食・見守りサービス, 家事援助・生活支援サービス, 要支援者への訪問型サービス
7)大洲市	はい	要支援者への訪問型サービス
8)伊予市	はい	通いの場(サロン等);家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス
9)四国中央市	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;家事援助・生活支援サービス
10)西予市	はい	要支援者への訪問型サービス,
11)東温市	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス
12)上島町	はい	要支援者への訪問型サービス
13)久万高原町	はい	通いの場(サロン等);要支援者への訪問型サービス
14)松前町	はい	要支援者への訪問型サービス
15)砥部町	はい	通いの場(サロン等), ボランティア・住民主体の活動支援, 配食・見守りサービス, 家事援助・生活支援サービス, 要支援者への訪問型サービス
16)内子町	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス
17)伊方町	はい	実施していない
18)松野町	はい	家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス
19)鬼北町	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス
20)愛南町	はい	通いの場(サロン等);ボランティア・住民主体の活動支援;配食・見守りサービス;家事援助・生活支援サービス;要支援者への訪問型サービス

Q26. 現在実施している介護予防・生活支援サービス事業の具体的な内容をご記入ください。

市町名	Q26. 現在実施している介護予防・生活支援サービス事業の具体的な内容
1) 松山市	介護予防型訪問サービス:ホームヘルパーによる排泄・入浴介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理等の生活援助を提供 生活支援型訪問サービス:ホームヘルパーなどによる掃除・洗濯・調理等の生活援助のみを提供 介護予防型通所サービス:デイサービスセンターで、食事・入浴介助、機能訓練、レクリエーション(趣味活動・体操等)などを提供 生活支援型通所サービス:デイサービスセンターで、レクリエーション(趣味活動・体操等)などを提供
2) 今治市	○訪問型サービス ・ 介護サービス事業者による食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助 ・ 一定研修終了者による生活援助 ・住民ボランティア団体による生活援助 ○通所型サービス ・介護保険サービス事業者による食事や入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど ・指定を受けた事業所によるミニデイ型、機能向上型サービス ○その他の生活サービス ・配食サービス(栄養改善・一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの) ○一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげる。 ・介護予防普及啓発事業 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知する。 ・地域介護予防活動支援事業 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行う。 ・地域リハビリテーション活動支援事業 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが出向き、運動指導等を実施する。
3) 宇和島市	ご当地体操「うわじまガイヤ健康体操」を制作し、体操を実践する高齢者・団体へのポイント付与により普及啓発を行っている。
4) 八幡浜市	訪問型サービス A,B: 基準緩和による一般的な生活援助サービス 通所型サービス A: 基準緩和による一般的なデイサービスと、運動に特化したデイサービス
5) 新居浜市	●見守り推進員活動事業: 独居高齢者の安否確認 ●紙おむつ支給及び理美容サービス: 紙おむつ及び尿とりパッドの配達及び理美容券(訪問可)を配布 ●敬老地域ふれあい事業: 高齢者参加型の敬老行事に対する交付金の支給
6) 西条市	上記と同様
7) 大洲市	訪問型サービス(現行相当)・・・支援時間:60 分、内容:家事支援・身体介護 (緩和 A) ...支援時間:45 分、内容:家事支援のみ 通所型サービス(現行相当)・・・支援時間:5 時間以上 (緩和 A) ...支援時間:3 時間以上、支援内容:現行相当と同じ
8) 伊予市	・訪問介護担当サービス、訪問型サービス A、通所介護相当サービス、通所型サービス A
9) 四国中央市	介護予防教室、健康づくり事業の実施など
10) 西予市	要支援1・2、及び総合事業対象者の方に対し、訪問型・通所型サービスを実施
11) 東温市	総合事業、運動教室、脳トレ大学 など
12) 上島町	訪問型・通所型サービス
13) 久万高原町	地域包括支援センターの保健師等が対象者自宅を訪問し、対象者の状態や生活機能に関するアセスメントを実施。事業所による国基準型、基準緩和型の訪問型・通所型サービスの提供、住民主体型サービスの提供。
14) 松前町	通所型サービス 食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能を改善するための機能訓練、健康管理やレクレーション等を日帰りで行う。 介護予防マネジメント事業 総合事業のみのサービス利用者に対してケアプランを作成する。
15) 砥部町	上記のとおりです。
16) 内子町	通いの場にリハビリ専門職を派遣し、介護予防教室を実施している。 地域介護予防活動事業費補助金として、住民全体の活動に年 1 万円を補助。 週 5 日、昼食について、自己負担 350 円で配食サービスを実施。
17) 伊方町	従来型のサービス(デイサービス、ヘルパーサービス)
18) 松野町	
19) 鬼北町	
20) 愛南町	○愛南ふれあいサロン事業 ※「通いの場(サロン等)」に該当 ボランティアの方が世話人となり、地域の集会所等を利用して、高齢者が生きがいや仲間づくりを目的に高齢者のふれあいや交流の場を設けることにより孤独感や閉じこもりの解消を図り、楽しい仲間づくりをすすめる。 ○緊急通報システム整備事業 ※「配食・見守りサービス」に該当 独り暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急事態発生時に迅速かつ正確な救援体制をとることにより、日常生活の不安の解消を目的としている。概ね 65 歳以上の独り暮らし又は高齢者のみの世帯で、身体及び環境上の理由により、緊急時における通報手段の確保が困難な方が対象。 ○認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業 ※「配食・見守りサービス」に該当 認知症等によって行方不明となるおそれのある高齢者の方をあらかじめ登録していただき、行方不明となった際に、地域包括支援センターや消防、警察、その他の関係機関が、その登録情報をもとに連携して早期発見や保護に努めるとともに、その後の適切な支援や再発防止につなげる。 ○「食」の自立支援事業 ※「配食・見守りサービス」に該当 独り暮らしの高齢者等で食生活に支障のある方に対して、配食サービスを行うことにより、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援し、併せて安否確認を行う。高齢者の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方が対象。利用者負担は、1食 450 円。利用回数は、月・火・木・金曜日の週4回までで、昼食のみ(祭日、年末年始は休み)。

Q27. 介護保険制度についてご意見があればご記入ください。

市町名	Q27. 介護保険制度についてご意見
1)松山市	
2)今治市	特になし
3)宇和島市	
4)八幡浜市	
5)新居浜市	なし
6)西条市	
7)大洲市	
8)伊予市	
9)四国中央市	今後ますますの事業の充実が必要
10)西予市	
11)東温市	
12)上島町	
13)久万高原町	
14)松前町	介護職や介護支援専門員の担い手不足の支援が必要
15)砥部町	
16)内子町	
17)伊方町	今後も介護保険料の上昇や負担増は避けられない現状。独居高齢者も増加しており過疎地や離島などでも均等なサービス提供ができるように財政措置や制度の見直しについて議論を深めていかなければならない。
18)松野町	
19)鬼北町	
20)愛南町	特になし

10. 高齢者福祉について

- Q1. 高齢者を対象とした補聴器購入等への助成制度を実施していますか
- Q2. 「はい」「検討中」の場合、対象者(例:年齢、所得制限、障害の有無など)をご記入ください。
- Q3. 「はい」「検討中」の場合、助成額(上限額や割合など)をご記入ください。

市町名	Q1.補聴器購入等への助成制度実施	Q2.「はい」「検討中」の場合、対象者	Q3.助成額
1)松山市	はい	(1)～(6)の要件すべてに該当する方 (1)市内に住民票がある方 (2)65歳以上の方(年度内に65歳に到達する場合を含む) (3)市民税の所得割が非課税世帯である方(補聴器購入日時点) (4)両耳の聴力レベルが40デシベル以上である方 (5)耳鼻咽喉科医により、聴力低下のため、補聴器の使用が必要であると認められた方 (6)聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方	30,000 円
2)今治市	検討中	未定	未定
3)宇和島市	いいえ		
4)八幡浜市	いいえ		
5)新居浜市	検討中	検討中（補聴器が必要と判断された加齢性難聴者）	検討中
6)西条市	検討中	現時点で決定している条件なし	現時点で決定している条件なし
7)大洲市	いいえ		
8)伊予市	はい	① 市内に住所を有し、現に在宅で暮らしている65歳以上の方 ② 住民税非課税世帯の方 ③ 身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちでない方または対象とならない方 ④ 医師による補聴器の使用が必要と証明が得られる方 ※原則両耳 30 デシベル以上～70 デシベル未満 ⑤ 補聴器装着前後の生活状況等の変化に関するアンケートに協力できる方	3万円(上限)
9)四国中央市	検討中	65歳以上の高齢者を対象とし、現在、専門医の意見を参考に要件等を検討中です。	他市事例を参考に検討中のため、情報の公開は控えさせていただきます。
10)西予市	いいえ		
11)東温市	いいえ		
12)上島町	いいえ		
13)久万高原町	いいえ		
14)松前町	はい	①町内在住 ②65歳以上 ③身体障害者手帳の交付を受けていないこと ④町税等を滞納していないこと ⑤他の補聴器助成を受けていないこと	補聴器の購入費用の2分の1以内の額(上限25,000 円)
15)砥部町	はい	町内在住の 65 歳以上、障害手帳の交付を受けてない方(聴覚)	25,000 円
16)内子町	はい	町内に住所を有し、満 65 歳以上 内子町に納付すべき債務を滞納なし 身体障害者手帳(聴覚)交付を受けてなく、補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない 両耳聴力が 40dB 以上 70dB 未満又は片耳聴力が 70dB 以上で特定の医師から補聴器の使用の必要性を認められた者(ただし、医師が補聴器の使用の必要性を認めた場合は、両耳聴力が 40dB 未満も対象)	補聴器本体の購入費用の 2 分の1で 1,000 円未満切り捨て(3 万円上限)
17)伊方町	はい	交付対象者 身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度又は中度等度の者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)町内に住所を有し、現に居住している満18歳以上の者であること。 (2)両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上 70 デシベル未満または片耳聴力が 70 デシベル以上であって、聴覚しょう害の診断書及び意見書を記載できる医師から補聴器の使用の必要性を認められた者であること。 (3)聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付がされていない者であること。 (4)他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと。 (5)補助の決定を受けた日から起算して5年を経過していること。 (6)徴税を滞納していない者であること。	対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、5万円を上限
18)松野町	いいえ		
19)鬼北町	はい	・補聴器(障害者総合支援法による補装具支給制度の対象とならないもの)、集音器 ・対象:65歳以上で基本チェックリストに該当する者かつ介護認定を受けていない者(もしくは非該当の者)	・上限額5万円の7割補助
20)愛南町	いいえ		

Q4. 「はい」「検討中」の場合 、 助成の対象(購入費／調整費／診察費 等)をご記入ください。
Q5. 「はい」「検討中」の場合 、 申請方法・手続きの流れ(簡略で可) をご記入ください。
Q6. 未実施の場合、理由をお聞かせください(複数選択可)

市町名	Q4. 助成の対象	Q5.申請方法・手続きの流れ	Q6.未実施の理由
1)松山市	補聴器本体と附属品 (電池、充電器及びイヤモールド)の購入費	補聴器購入後申請	
2)今治市	未定	未定	
3)宇和島市			他制度で代替可能と考えている(例:身体障害者手帳所持者対象の制度 等)
4)八幡浜市			補聴器と合わせて軟骨伝導イヤホンの有効性を検証・情報収集をしている段階。
5)新居浜市	検討中	検討中 (医師の診断が必要)	要綱制定前のため
6)西条市	現時点で決定している条件なし	現時点で決定している条件なし	
7)大洲市			効果や必要性をしっかりと見極めながら総合的に検討する
8)伊予市	購入費	① 申請書、医師意見書、同意書、補聴器見積書を提出 ② 提出書類を基に審査し、助成交付決定通知書を送付 ③ 補聴器販売店で購入(助成交付決定通知書・請求書持参) ④ 領収証、請求書を市へ提出、後日指定口座に振り込み ※ 補聴器は(医療機器認定品)	
9)四国中央市	購入費用のみで検討	申請書と①専門医の診断で必要とされた、医師意見書②見積書を添えて申請し、書類審査ののち交付決定、補聴器の購入後助成金請求書を提出いただき、指定口座に振込する、という流れを想定しています。	
10)西予市			財政的な制約, 他制度で代替可能と考えている(例:身体障害者手帳所持者対象の制度 等)
11)東温市			財政的な制約
12)上島町			財政的な制約
13)久万高原町			他制度で代替可能と考えている(例:身体障害者手帳所持者対象の制度 等)
14)松前町	購入費のみ	①申請書入手 ②受診 ③補聴器決定 ④申請 ⑤交付決定 ⑥購入 ⑦実績報告及び請求 ⑧支払	
15)砥部町	購入費	申請→交付決定→購入→購入補助	
16)内子町			
17)伊方町	対象経費 補聴器の購入に係る経費のみ	事前に申請 診断書・申請書を保健福祉課に提出	
18)松野町			財政的な制約;対象者の把握が困難;他制度で代替可能と考えている(例:身体障害者手帳所持者対象の制度 等)
19)鬼北町	・購入費	【申請書兼請求書】、【領収証】、【購入した物の型番等わかるカタログなど】を提出し、交付決定したら後日指定口座に振り込まれる	
20)愛南町			他制度で代替可能と考えている(例:身体障害者手帳所持者対象の制度 等)

Q7. 高齢者のゴミ出しに関して、地域で課題となっている点がありますか。（複数選択可）
Q8. ゴミ出し支援に関して、現在実施している取り組みがあれば教えてください。（数選択可）
Q9. 高齢者のごみ出し支援に関して、ご意見や今後の施策があればご記入ください。

市町名	Q7.地域で課題	Q8.実施している取り組み	Q9.ご意見や今後の施策
1) 松山市	高齢者がゴミ集積所まで運べない;地域の支援体制が整っていない;家族の支援が期待できない世帯の増加	ふれあい収集 要件あり	ふれあい収集にも対応件数に限度があるため、家族はもとより、地域の支援体制の充実が望まれる。
2) 今治市	高齢者がゴミ集積所まで運べない，家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	高齢化が進む社会において高齢者等ごみ出し支援が重視されている。支援対象者の要件緩和が今後の課題
3) 宇和島市	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	「宇和島市ふれあい収集事業実施要綱」を制定し、対象世帯に対してごみ出しの支援をおこなっている。
4) 八幡浜市	高齢者がゴミ集積所まで運べない	職員・委託業者による戸別回収	Q8 で回答した職員等による戸別回収について、現在は社会実験という状況であるため、今後の利用者等の動向も踏まえて事業化するか検討している。
5) 新居浜市	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	なし
6) 西条市	高齢者がゴミ集積所まで運べない，家族の支援が期待できない世帯の増加	民生委員・地域ボランティアによる支援	
7) 大洲市	高齢者がゴミ集積所まで運べない	在宅福祉サービス事業	
8) 伊予市	高齢者がゴミ集積所まで運べない;地域の支援体制が整っていない;家族の支援が期待できない世帯の増加	特に取り組みは行っていない	
9) 四国中央市	高齢者がゴミ集積所まで運べない;地域の支援体制が整っていない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	
10) 西予市	高齢者がゴミ集積所まで運べない，家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	
11) 東温市	家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	
12) 上島町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	訪問型サービス	総合事業での支援
13) 久万高原町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;地域の支援体制が整っていない;家族の支援が期待できない世帯の増加	介護予防・日常生活支援総合事業にて実施(事業対象者及び要支援者に限定される)	シルバー人材センターによる個別回収
14) 松前町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加;ごみ出しのルールが複雑で高齢者に分かりづらい	民生委員・地域ボランティアによる支援	独居高齢者や高齢者世帯が多くなり、ゴミ出しに困っている高齢者が多くなってきている。また、現在ボランティアによるゴミ出し支援を受けている人もいるが、ボランティアの数も減ってきているため、今後は、地域の支え合い活動の推進が必要と思う。
15) 砥部町	特になし	特に取り組みは行っていない	現時点では特になし
16) 内子町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;地域の支援体制が整っていない;ごみ出しのルールが複雑で高齢者に分かりづらい	特に取り組みは行っていない	・R7.10 月からごみ出し困難者に対する支援事業を試行予定 (ごみ出し困難者登録制度による戸別回収、見守り)
17) 伊方町	高齢者がゴミ集積所まで運べない，地域の支援体制が整っていない	特に取り組みは行っていない	
18) 松野町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収;民生委員・地域ボランティアによる支援	
19) 鬼北町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	
20) 愛南町	高齢者がゴミ集積所まで運べない;家族の支援が期待できない世帯の増加	職員・委託業者による戸別回収	

Q10. 高齢者の移動支援に関して、自治体で取り組んでいる施策を教えてください。（複数選択可）
Q11. 上記の取り組みの中で、現在課題となっている点があれば教えてください。（複数選択可）

市町名	Q10. 自治体で取り組んでいる施策	Q11.現在課題となっている点
1)松山市	特に取り組んでいない	
2)今治市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等), 民間事業者や NPO との連携による移動支援	運転手やボランティアの人材確保, 利用者の認知不足・情報周知不足
3)宇和島市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);コミュニティバスの運行	利用者数の減少;運行コストや財源の確保
4)八幡浜市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);タクシー券やバス利用券の支給	運行コストや財源の確保;運転手やボランティアの人材確保
5)新居浜市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等)	運行コストや財源の確保;利用者の認知不足・情報周知不足
6)西条市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等), タクシー券やバス利用券の支給	運行コストや財源の確保, 運転手やボランティアの人材確保
7)大洲市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等)	運行コストや財源の確保
8)伊予市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);コミュニティバスの運行	利用者数の減少;運行コストや財源の確保
9)四国中央市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);介護予防の事業の中で優勝ボランティアによる移動支援を開始した(令和7年度から)	運行コストや財源の確保;運転手やボランティアの人材確保
10)西予市	タクシー券やバス利用券の支給	運行コストや財源の確保
11)東温市	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等)	利用者の認知不足・情報周知不足
12)上島町	75 歳以上生名フェリー優待制度	航路が限定的であること
13)久万高原町	コミュニティバスの運行;タクシー券やバス利用券の支給;民間事業者や NPO との連携による移動支援	利用者数の減少;運行コストや財源の確保;運転手やボランティアの人材確保
14)松前町	コミュニティバスの運行;デマンドタクシー実証運行(令和7年 10 月～12 月)	運行コストや財源の確保
15)砥部町	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等), コミュニティバスの運行	運行コストや財源の確保
16)内子町	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);令和7年10月から、住民が自家用車を活用して利用希望者の予約に基づき運行する共助型ライドシェアを導入予定	利用者数の減少;運転手不足
17)伊方町	コミュニティバスの運行, 実証実験中 タクシー券(コミュニティバスの利用時)	運転手やボランティアの人材確保, 利用者の認知不足・情報周知不足
18)松野町	コミュニティバスの運行;タクシー券やバス利用券の支給	利用者数の減少;運行コストや財源の確保;運転手やボランティアの人材確保
19)鬼北町	デマンド型交通(予約制乗り合いタクシー等);コミュニティバスの運行;タクシー券やバス利用券の支給;	利用者の認知不足・情報周知不足
20)愛南町	コミュニティバスの運行;タクシー券やバス利用券の支給	民間タクシー事業者の減少、運転手不足

Q12. 高齢者などの交通弱者に対する支援策があればご記入ください。
Q13. 高齢者の移動支援において、今後必要だと考える施策や制度があれば自由にご記入ください。

市町名	Q12.支援策	Q13.今後必要だと考える施策や制度
1)松山市	商店や医療機関等のない離島(2島)に居住する 70 歳以上の高齢者に対して離島利用料金の一部(往路料金)を助成することにより、高齢者の生活の安定を図っています。	
2)今治市		
3)宇和島市		
4)八幡浜市	高齢者外出支援チケットを配布(年額 13,200 円) 障害者(児)外出支援チケットを配布(年額 13,200 円) 運転免許自主返納支援チケットを配布(1 回限り 5,000 円)	
5)新居浜市	なし	なし
6)西条市		
7)大洲市		
8)伊予市		
9)四国中央市		
10)西予市	西予市高齢者路線バス利用助成事業	
11)東温市		
12)上島町	交通の空白地域でデマンド交通を運用予定(公営事業課)	・無料バス・その他事業に合わせた送迎
13)久万高原町	交通利用券	財源の確保 交通事業者の理解も必要になるが、自宅から目的地まで行くことのできるドア・ツー・ドアサービスの導入
14)松前町	デマンドタクシー導入に伴う、コミュニティバスのルート再編	交通費の助成制度 移動支援ボランティア:登録したボランティアやNPOによる送迎サービスの支援 介護タクシーの普及
15)砥部町	免許証自主返納支援	
16)内子町		高齢者が利用しやすい交通手段の確保
17)伊方町	高齢者運転免許自主返納支援事業	インフラの整備、運転手・ボランティアの人材確保
18)松野町		
19)鬼北町	KIHOCA カードを活用した交通補助	・介護タクシーのサービス(町内に事業所が無い) ・デマンド型タクシーを利用できる方のエリア拡大 ・コミュニティバスの停留所エリア拡大
20)愛南町		ライドシェア等の運用が必要だとは考えるが、タクシー事業者等の理解・協力が必要不可欠である。

Q14. 高齢者の住まいに関する課題として、特に顕著なものは何ですか。(複数回答可)
Q15. 高齢者の住まいについて、今後必要だと考える施策や制度があれば自由にご記入ください。

市町名	Q14. 課題として、特に顕著なもの	Q15.今後必要だと考える施策や制度
1)松山市	高齢者が入居できる民間賃貸住宅の不足	
2)今治市	バリアフリー化の遅れ，賃貸住宅の入居拒否	保証人なしで賃貸に入居できる 保証人の代行
3)宇和島市	高齢者向け住宅の不足;空き家活用の難しさ	
4)八幡浜市	特に大きな課題は感じていない	
5)新居浜市	特に大きな課題は感じていない	なし
6)西条市	空き家活用の難しさ	
7)大洲市	高齢者向け住宅の不足	高齢者の連帯保証人となるNPO法人等への支援。
8)伊予市	賃貸住宅の入居拒否	
9)四国中央市	バリアフリー化の遅れ	
10)西予市	バリアフリー化の遅れ，自宅が古く、段差等の不便な家屋が多い。	
11)東温市	バリアフリー化の遅れ	
12)上島町	特に大きな課題は感じていない	
13)久万高原町	特に大きな課題は感じていない	
14)松前町	高齢者向け住宅の不足;賃貸住宅の入居拒否	保証人がいない場合、入居が困難である。
15)砥部町	特に大きな課題は感じていない	
16)内子町	高齢者向け住宅の不足;空き家活用の難しさ	
17)伊方町	バリアフリー化の遅れ	介護保険制度を利用した住宅改修
18)松野町	特に大きな課題は感じていない	
19)鬼北町	高齢者向け住宅の不足	
20)愛南町	高齢者向け住宅の不足	

11. 特別養護老人ホームについて

- Q1. 現在、管内の特別養護老人ホームの施設数をご記入ください。
- Q2. 現在、管内の特別養護老人ホームの定員数をご記入ください。
- Q3. 管内の 特別養護老人ホーム の入所待機者数(最新の把握時点で)を教えてください。
- Q4. 今後 3 年間で、 特別養護老人ホーム の整備(新設・増床など)の計画がありますか？
- Q5. 特別養護老人ホーム の整備の具体的な施策をご記入ください。

市町名	Q1.施設数	Q2.定員数	Q3.待機者数	Q4.整備計画	Q5.具体的な施策
1)松山市	27	1,713	31	検討中	令和8年度までは整備計画はありません。令和9年度以降は、次期計画である第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で改めて検討します。
2)今治市	17	829	111	いいえ	今治市では、在宅の待機者は減少していること、また新規入所対象者である要介護3～5の認定者数が減少又は横ばいで推移していることも踏まえ、第9期期間中の整備は行わない。
3)宇和島市	7	470	31	いいえ	なし
4)八幡浜市	2	170	146	いいえ	
5)新居浜市	9	670	1,121	いいえ	特になし
6)西条市	12	611	142	いいえ	第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)に基づき、令和 6 年度に特別養護老人ホーム4床増床(短期入所からの転用)している。
7)大洲市	7	296	135	検討中	介護基盤整備事業費補助金 介護施設開設準備経費事業費補助金
8)伊予市	4	230	105	いいえ	施設整備等の事業に要する経費や開設準備に必要となる経費に対し補助金を交付する。
9)四国中央市	9	540	52	はい	既存施設の継続性を高め、有効活用した効率的な整備
10)西予市	7	389	0	いいえ	
11)東温市	3	159	62	いいえ	
12)上島町	1	69	39	いいえ	
13)久万高原町	2	102	55	いいえ	
14)松前町	4	163	12	はい	開設を希望する事業者からの申出を受けて選考委員会において選考
15)砥部町	2	85	44	いいえ	事業所の耐震化・長寿命化を図るための施設整備については、国・県の補助金を活用しながら支援を行う。
16)内子町	3	140	401	いいえ	
17)伊方町	3	134	107	いいえ	
18)松野町	1	50	15	いいえ	
19)鬼北町	2	100	67	いいえ	
20)愛南町	5	260	330	いいえ	国による施設整備交付金(町独自はなし)

- Q6. 地域における高齢者福祉ニーズの変化(特養ニーズの高まり等)について、自治体としてどのように把握・対応されていますか？(自由記述)
- Q7. Q7. 具体的な施策があればご記入ください。

市町名	Q6.高齢者福祉ニーズの変化	Q7. 具体的な
1)松山市	3年に一度、愛媛県下で一斉に実施するアンケート調査により、入所待機者数を推計しています。その結果により、今後の必要な施設の整備数を割り出し、計画に反映しています。	
2)今治市	介護保険施設等入所申込者調査により把握している。	特になし
3)宇和島市	毎月、介護認定区分毎の認定者数で把握している。	なし
4)八幡浜市	介護保険事業計画の作成の際、アンケート調査を実施	
5)新居浜市	施設からのヒアリング、窓口における市民の声、介護保険施設等入所申込者及び 入所者の実態調査(厚労省)	特になし
6)西条市	3年ごとに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、入所待機者数調査を実施し、その集計結果を高齢者福祉計画・介護保険事業計画に反映している。	Q5 の特別養護老人ホームの整備のほかに、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)において、介護老人保健施設30床増床の計画としている。
7)大洲市		
8)伊予市	介護保険事業計画の見直しに合わせ、介護・福祉サービスの利用状況を分析し、ニーズの傾向を把握する。	なし
9)四国中央市	アンケートによる把握	既存施設の継続性を高め、有効活用した効率的な整備
10)西予市	介護保険事業計画策定時における事業者ヒアリング等	
11)東温市		
12)上島町	3 年に 1 回、介護保険事業計画策定時に在宅介護実態調査を実施し、把握している	
13)久万高原町	介護保険事業計画	整備は行わない
14)松前町	介護保険事業計画策定における各種アンケート調査によって把握・対応している。	
15)砥部町	3 年に 1 回の介護保険計画策定時に実施するアンケート等において把握分析している。	なし
16)内子町		
17)伊方町	事業所等からのヒアリング(中長期的観点から、待機者数はピークアウト傾向にあり、首都圏と地方ではニーズに相違があると感じる。)	特になし
18)松野町		
19)鬼北町	毎年、広域事務組合の職員が経営難について説明に来られる。 人口減が激しく、高齢者の入所施設が余ってきており広域事務組合の方向性によって民間事業所もあおりを受ける。	
20)愛南町	事業所等からのヒアリング(中長期的観点から、待機者数はピークアウト傾向にあり、首都圏と地方ではニーズに相違があると感じる。)	特になし

12. 生活困窮者支援について

- Q1. 現在実施している生活困窮者支援の主な支援事業についてお答えください。(複数選択可)
- Q2. 就労支援事業の具体的な実施内容(施策)と、前年度における年間の延べ利用者数についてご記入ください。

市町名	Q1.生活困窮者支援の主な支援事業	Q2. 具体的な実施内容(施策とる年間の延べ利用者数
1)松山市	就労支援事業;住居確保給付金;子ども食堂・学習支援;家計改善支援事業	生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所と連携し、早期就職を実現します。(R6年度実績 65 名)
2)今治市	就労支援事業，住居確保給付金，子ども食堂・学習支援，	生活困窮者のうち、就労に必要な実践的な知識・技術が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会とのかかわりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、就労準備支援員が不安に寄り添い、本人と一緒に考えたプログラムに沿って6か月から1年の間、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施している。 ●就労準備支援事業(新規・継続プラン作成した方が、延べ14人)(実利用者 13人) ●自立相談支援事業における就労支援(就職した人) 18人 ●生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク)との連携 (被保護者ではない方で当事業を利用した方のうち、くらしの相談支援室が支援した方) 12人 【延べ利用者数】としては、44 人
3)宇和島市	住居確保給付金;自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業	ハローワークと連携して、就労による自立の支援を行っている。 21人
4)八幡浜市	就労支援事業;住居確保給付金	ハローワーク、相談事業所、社会活動参加への同行で 141 人 資金貸付 68 人 弁護士等へのつなぎ 7 人 電話相談・面接相談 486 件
5)新居浜市	就労支援事業;住居確保給付金;一時的な食料支援	新居浜市社会福祉協議会にて、支援プランを作成 令和6年度 18人
6)西条市	就労支援事業，住居確保給付金，一時的な食料支援，子ども食堂・学習支援	ただちに求職活動を行える方には、生活困窮者自立相談支援事業プランを作成し、就労支援を実施 令和6年度 就労支援対象プラン作成 7 件 就労阻害要件がないにも関わらず、ただちに求職活動を行うことが困難な方には就労準備支援事業を実施 令和6年度 事業利用者 4 件、利用勧奨のためのアウトリーチ 5 件
7)大洲市	就労支援事業;住居確保給付金;一時的な食料支援;子ども食堂・学習支援	一定期間、一般就労に向けた日常生活自立、社会自立、就労自立のための訓練、居場所づくりなど社会参加のための支援(就労準備支援事業)、1 件
8)伊予市	就労支援事業;住居確保給付金	5 人:一般就労が難しい方に対して、作業所等で一般就労に向けた訓練を実施する等、それぞれに合った就労支援を実施。
9)四国中央市	就労支援事業;住居確保給付金;一時的な食料支援;子ども食堂・学習支援	利用者の状況に応じ就労準備支援プログラムを作成。プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を実施。 延べ利用者数 180名
10)西予市	就労支援事業，住居確保給付金，子ども食堂・学習支援	ハローワークの就労支援事業などを活用し就労に繋げている。 17 件
11)東温市	就労支援事業;住居確保給付金	東温市社会福祉協議会に委託。被保護者就労支援事業の延べ利用者数は 10 名。
12)上島町	就労支援事業，子ども食堂・学習支援	社会福祉協議会において実施
13)久万高原町	一時的な食料支援;家計改善支援事業	自立相談支援事業における就労支援として、求人情報の提供やハローワークへの同行 10件程度
14)松前町	特にない	
15)砥部町	子ども食堂・学習支援，就労支援事業、住居確保給付金、食料支援、子ども食堂など、砥部町社会福祉協議会が事業を実施している。	
16)内子町	一時的な食料支援;社会福祉協議会にて、3 万円を限度とした貸付。	
17)伊方町	伊方町社会福祉協議会において生活困窮自立支援を実施	
18)松野町	就労支援事業;住居確保給付金;一時的な食料支援	相談者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業等の様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。 前年度の延べ利用者数は 16 人。
19)鬼北町	子ども食堂・学習支援	
20)愛南町	Q1. 現在実施している生活困窮者支援の主な支援事業についてお答えください。(複数選択可)	

Q3. 住宅確保給付金事業の具体的な実施内容(施策)と、前年度における年間の延べ利用者数についてご記入ください。
Q4. 一時的な食料支援の具体的な実施内容(施策)と、前年度における年間の延べ利用者数についてご記入ください。
Q5. 子ども食堂支援の具体的な実施内容(施策)と、前年度における年間の延べ利用者数についてご記入ください。

市町名	Q3.具体的な実施内容(施策)、延べ利用者数	Q4.一時的な食料支援の具体的な実施内容(施策)年間の延べ利用者数	Q5. 子ども食堂支援の具体的な実施内容(施策)、用者数
1)松山市	一定の条件を満たした方に、離職などにより、住居を失う、またはおそれのある方に、就職活動を行うことなどを条件に、家賃相当額を支給。また、令和7年度より収入が著しく減少して経済的に困窮し、家計改善のために転居が必要と認められる方に、転居費用の一部を支給しています。(R6年度実績 16名)		こども食堂事業の実施を支援することにより、その活動の促進を図り、こどもの居場所を確保することを目的として、こども食堂の運営に係る費用の一部を補助します。 令和6年度は、16,386 人が利用(補助金交付団体の2月末時点の値)
2)今治市	家賃補助と就労に向けた相談支援 1人		施策:子ども食堂の開設や運営に要する経費に対して、補助金を交付(上限 10 万円・令和6年度補助金採択件数:5件) 利用者数(令和6年度):5,684 人
3)宇和島市	住宅費の支給と必要に応じて就労支援等を行っている。 7人	住宅費の支給と必要に応じて就労支援等を行っている。 7人	生活困窮してる世帯へNPO法人・社協から食料支援を行っている。 52名
4)八幡浜市	家賃補助、転居費用等の補助 0 人	フードバンク 211 人 フードパントリー 345 人	
5)新居浜市	経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給する。 令和6年度 延べ12人	新居浜市社会福祉協議会にて、食料を支援。 令和6年度 緊急食糧支援 52世帯 81名(331, 580円相当の食糧支援を提供)	ダイドードリンコ株式会社・新居浜市社会福祉協議会と三者協定を結び、市内各所の協力企業に設置しているこども食堂支援用自動販売機の売上の一部を市内で運営しているこども食堂へ寄付を実施。 R6 年度実績:総額 320,688 円 寄付先:9カ所
6)西条市	離職や廃業、休業等に伴う収入減少により住居を失った又は失うおそれがある方で、所得が基準以下の方に、安定した就職活動ができるように一定期間家賃相当額を支給する。 令和 6 年度 3 件	市の事業ではなく、生活困窮者自立相談支援事業や就労準備支援事業の委託先が自主事業として実施しているため、利用者数は把握していない。	福祉ボランティア団体として登録され、子ども食堂を開催している団体に対して、運営に必要な経費の一部を補助している。前年度の延べ利用者数については把握していない。
7)大洲市	一定の要件を満たす場合に、住まいの確保をするための家賃を補助、0 件	生活に困窮している世帯に対し、一時的に食料を提供することで、自立に向けた支援を実施、33 回企業等からの寄付による食料等をひとり親世帯等へ提供するフードパントリー事業、282 件	市内実施団体 3 団体への助成、805 人
8)伊予市	0 件:離職者等であって、就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又は喪失する恐れのある方を対象として、住居費や転居費用を助成し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	実施なし	実施なし
9)四国中央市	離職や廃業、休業等に伴う収入減少により住居を失った又は失うおそれがある方で、所得が、ある基準以下の方に向けて、安定した就職活動ができるように一定期間家賃相当額の給付金を支給。 延べ利用者数 2名	購入や寄付により集まった食料品について、その保管管理及び食糧支援を求められた際、自宅訪問等を行い支援の必要性を確認後、食料品を支給。 延べ利用者数 30名	地域のボランティア等が、家庭的な雰囲気のもと、子どもたちに対し無料または低価格で栄養のある食事を提供し、同時に子どもたちが地域の人たちと交流しながら安心して過ごすことのできる居場所を提供。市内の子ども食堂開設数6箇所 延べ利用者数 2, 153人
10)西予市	2 件	10件 今日・明日の食料がない方に食糧支援を行っている。	実施していない。
11)東温市	支給要件を満たす方に最長9か月間の住居確保給付金を支給。前年度実利用者数は2名。		
12)上島町			運営費の一部を補助
13)久万高原町	なし	3日分程度の食料の提供 3件	なし
14)松前町			
15)砥部町			
16)内子町		社会福祉協議会で実施。面談のうえ必要に応じ 1 回あたり 6 食を給付。 4 名。	
17)伊方町			
18)松野町	離職や経済的困窮により住居を失うおそれがある方に対して、面談により生活状況に聞き取りをし、南予地方局への申請手続きの支援を行う。 前年度の延べ利用者数はなし。	生活困窮者や低所得者に対して、緊急対応できるよう食料支援のネットワークを構築し、寄贈された食料等を届ける。また、民生委員等から「気になる人」の情報提供を受け、様子伺の際に食糧支援をし、相談や適切なサービス等につなぐ。 前年度の延べ利用者数は 21 人。	
19)鬼北町			子ども食堂を新規開設するために必要な費用及び運営費用を支援する補助金交付事業。 新規開設:2 団体、運営:2 団体 (参考)子ども食堂の年間延べ利用者数:327 人
20)愛南町			

- Q6. 学習支援の具体的な実施内容(施策)と、前年度における年間の延べ利用者数についてご記入ください。
- Q7. 近年の相談件数の変化についてご記入ください。
- Q8. 理由や背景などあればご記入ください(自由記述)

市町名	Q6.具体的な実施内容(施策)、延べ利用者数	Q7. 相談件数の変化	Q8.理由や背景
1)松山市	児童扶養手当受給世帯及び市県民税(所得割)非課税世帯の小学5、6年生、中学生及び高校生を対象にした学習支援。令和6年度延べ利用者数 4,227 人	減少傾向	
2)今治市	「貧困の連鎖」を断ち切ることを目的に、子どもの学習等支援事業を実施することで、子どもたちの居場所づくりや学習機会の提供、将来へのきっかけづくりを行っている。家庭・学習支援員が地区の公民館で個別家庭学習や進路相談等の支援を行う訪問型の学習支援と、今治市社会福祉協議会に委託し複数の子どもたちが総合福祉センターに集まって行う集合型の学習支援を行うとともに、高校へ入学した生徒や保護者からの相談を受けるなど子どもの居場所づくりへの取り組みも行っている。R6 年度利用者数 集合型延べ 323 人 訪問型延べ 307 人	減少傾向	新型コロナの収束
3)宇和島市		変わらない	
4)八幡浜市		変わらない	
5)新居浜市	ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業 76 名	増加傾向	
6)西条市	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学生から高校生までを対象に、学習支援員の訪問により、学習支援、進路相談、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援、日常生活習慣の形成のための支援及び社会性の育成のための支援を実施している。 令和6年度 13 人、437 回	変わらない	
7)大洲市	実施していない	増加傾向	物価高騰等の影響による生活費の上昇、高齢世帯の医療費・介護費の増加による家計の圧迫
8)伊予市	実施なし	増加傾向	
9)四国中央市		増加傾向	雇用環境の悪化や物価上昇等の問題が重なり合い、生活に困窮する方が増加していると思われる。
10)西予市	入力0件 対象者0	減少傾向	人口減少による減
11)東温市		変わらない	
12)上島町		不明	
13)久万高原町	ないs	減少傾向	コロナ禍に相談が増加していたため
14)松前町		不明	
15)砥部町	高等学校等に経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、公立月 20,000 円、私立 25,000 円、在学期間中に無利子で貸与。	変わらない	
16)内子町		変わらない	
17)伊方町		不明	
18)松野町		変わらない	
19)鬼北町	ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る「ひとり親家庭学習支援事業」年間延べ利用者:39 人	変わらない	
20)愛南町			

Q9. 現在の支援体制で課題と感じている点をご記入ください。(複数選択可)

Q10. その他、自治体として取り組んでいる特色ある支援があれば教えてください。(自由記述)

市町名	Q9.課題	Q10.特色ある支援
1) 松山市	対象者の把握が難しい	スマホ等の契約見直しによる家計改善支援 ・提案の希望があった場合に、駆けつけて対応 ・利用者のニーズに合ったスマホ、インターネット、固定電話の契約プランの提案
2) 今治市	社会資源の不足(居住支援法人、不動産仲介業者の協力店等、居住支援に関わる社会資源が不足している。	
3) 宇和島市	特になし	
4) 八幡浜市	担当職員の人員不足;対象者の把握が難しい	
5) 新居浜市	対象者の把握が難しい	
6) 西条市	財源の不足	
7) 大洲市	対象者の把握が難しい	
8) 伊予市	支援制度の周知不足;対象者の把握が難しい;生活困窮者の中には、ネット環境が整っていない場合も多く、制度の周知方法が難しい。	物価高騰による影響
9) 四国中央市	支援制度の周知不足	
10) 西予市	担当職員の人員不足, 財源の不足	
11) 東温市	特になし	
12) 上島町	関係機関との連携が不十分	
13) 久万高原町	対象者の把握が難しい	
14) 松前町	担当職員の人員不足;財源の不足;対象者の把握が難しい	
15) 砥部町	特になし	
16) 内子町	財源の不足	
17) 伊方町	対象者の把握が難しい	
18) 松野町	担当職員の人員不足;財源の不足;対象者の把握が難しい	
19) 鬼北町	対象者の把握が難しい	
20) 愛南町		

Q11. 今後、国や県に対して求める支援内容・制度改善などあればご記入してください。(自由記述)

回答無し

13. 生活保護について

- Q1.生活保護世帯数をご記入ください。
- Q2.生活保護世帯数のうち、外国人世帯数をご記入ください。
- Q3.前年度の生活保護の相談件数をご記入ください。
- Q4.前年度の生活保護の申請件数 をご記入ください。
- Q5.生活保護の認定件数（前年度）
- Q6.前年度の生活保護の廃止件数をご記入ください。
- Q7.廃止理由(例:死亡○件、転出○件、就労○件、その他○件)を具体的にご記入ください。

市町名	Q1.生活 保護世 帯数	Q2.うち、 外国人 世帯数	Q3.相談 件数	Q4.申請 件数	Q5.認 定件数	Q6 廃止 件数	Q7. 廃止理由
1)松山市	9,334	69	1,309	1,015	938	1,055	死亡 569 件、働きによる収入の増加・取得 135 件、転出 49 件、資産活用 55 件 親類・縁者等の引取り 42 件、社会保険給付金の増加 40 件、その他 165 件
2)今治市	1,456	13	407	226	165	188	死亡 86 件、就労 22 件、年金等の増加 14 件、親類縁者等の 引き取り 8 件、転出 13 件、その他 45 件
3)宇和島市	1,331	3	301	169	147	191	死亡 102 件 働きによる収入の増加・取得 15 件 社会保障給付金の増加 11 件 仕送り等の増加 3 件 親類縁者等の引取り 3 件 施設入所 9 件 医療費の他法負担 6 件 ケース移管 4 件 その他 38 件
4)八幡浜市	242	2	50	35	31	30	死亡 13 件、転出 3 件、収入の増加 10 件、施設入所 1 件、辞 退 2 件、その他 1 件(住宅扶助停止による)
5)新居浜市	940	14	362	157	141	108	死亡60件、転出6件、就労12件、その他30件
6)西条市	591	2	192	129	102	90	死亡 29 件、働きによる収入の増加 12 件、非稼働収入の増加 9 件、施設入所 5 件、その他 35 件
7)大洲市	319	3	81	73	56	72	死亡 26 件、転出 4 件、就労収入増 10 件、年金収入増 8 件、 その他 24 件
8)伊予市	221	3	40	35	35	29	死亡 20 件、就労収入増加 1 件、社会保障増加 1 件、施設入 所 2 件、保険解約金 1 件、転出等 4 件
9)四国中央市	468	3	160	89	70	66	死亡32件、転出3件、就労15件、その他16件
10)西予市	246	0	72	32	30	45	死亡 16 件、転出 5 件、就労 3 件、その他 21 件
11)東温市	220	1	97	48	31	39	死亡 23 件、仕送り等の増加 1 件、親類縁者等の引取り 1 件、 ケース移管 10 件、その他 4 件
12)上島町	16	0	0	0	0	0	不明
13)久万高原町	56	0	11	8	5	7	死亡4件、転出2件、その他1件
14)松前町	218	1	78	42	25	37	死亡18件、転出4件、就労5件、その他10件 その他10件の内訳(施設入所4件、累積金の増加3件、年金収 入の増加1件、法第27 条の規定による文書指導に違反1件、土地売却益の取得1件)
15)砥部町	111	0	72	20	16	16	死亡 7 件、転出 2 件、その他 7 件
16)内子町	82	0	23	16	14	7	死亡 3 件 転出 2 件 その他 2 件(養護入所1 施設退所基準 額変更 1 件)
17)伊方町	80	0	22	17	15	13	死亡 7 件、転出 2 件、就労 0 件、その他 4 件
18)松野町	46	0	6	5	5	2	死亡2件
19)鬼北町	57	0	20	13	11	0	死亡 6 件、転出 6 件(施設入所含む)、その他 3 件
20)愛南町	281	0	29	29	18	37	死亡 21 件、就労 1 件、施設入所 3 件、収入の増加 6 件、その 他 6 件

- Q8. 生活保護申請用紙の設置場所について
- Q9. 年度当初の生活保護担当者数(正職員)をご記入ください。
- Q10. 年度当初の生活保護担当者数(非正規職員)をご記入ください。
- Q11. 年度当初のケースワーカー1人あたりの担当受給者数をご記入ください。
- Q12. 窓口などへの警察官または警察官OBの配置はありますか？
- Q13. 警察官OB等の配置がある場合は、人数をご記入ください。

市町名	Q8.申請用紙の設置場所	Q9.担当者数 (正職員)	Q10. 担当者数 (非正規職員)。	Q11.1 人あたりの 担当受給者数	Q12.警察官または 警察官OBの配置	Q13.ある場合人数
1)松山市	面接相談の際、申請意思を確認の上、手渡している。	118	0	93	ある	2
2)今治市	担当課職員のデスクまわり	26	4	94.7	ある	1
3)宇和島市	面談室の机の上	17	0	90	ない	
4)八幡浜市	担当課の窓口カウンター(来庁者・相談者から見える場所)	6	2	60	ある	1
5)新居浜市	窓口カウンターの中	12	0	78	ある	1
6)西条市	担当課の窓口カウンター(来庁者・相談者から見える場所)	8	0	74	ない	
7)大洲市	担当課職員のデスクまわり	5	4	77	ある	1
8)伊予市	窓口カウンター内	4	0	85.3	ある	1
9)四国中央市	担当課の窓口カウンター(来庁者・相談者から見える場所)	9	2	76	ある	1
10)西予市	担当課職員のデスクまわり	6	1	60	ない	
11)東温市	担当課の窓口カウンター【内側(職員側)】	5	1	55	ない	
12)上島町	担当課デスク及び地方局	4	0	16	ない	
13)久万高原町	担当課職員のデスクまわり	1	0		ない	
14)松前町	担当課職員のデスクまわり	1	0		ない	
15)砥部町	担当課職員のデスクまわり	2	0		ない	
16)内子町	担当課職員のデスクまわり	1	0	0	ない	
17)伊方町	申請の際、県八幡浜支局福祉室が持参(相談記録は町が作成し福祉室へ送付)	1	0		ない	
18)松野町	担当課に設置していない	1	0		ない	0
19)鬼北町	南予地方局が担当しているため、本担当窓口には申請様式はなく、ヒアリング用の書類を備えている	1	0	0	ない	
20)愛南町	担当課職員のデスクまわり				ない	

Q14. 就労指導の内容についてご記入ください。

市町名	Q14.就労指導の内容
1)松山市	病気や障がいなどの就労阻害要因のない稼働年齢層にある者に対し、当人の能力や就労意欲に応じて、①就労支援員とハローワークの連携による就労自立促進②外部委託によるセミナー、就労体験、合同就職面接会等の就労支援、就労準備支援を行っています。上記事業への参加同意が得られない場合は、ケースワーカーが個別に就労支援を行っています。
2)今治市	就労相談、ハローワーク同行、対象者宅への同行、ハローワーク巡回相談同席面談、ハローワークとの協議、就職支援セミナー等への参加要請、求人情報の提供、就労者の近況確認
3)宇和島市	就労支援員を配置し、本人の希望に沿って伴走的支援を行っている。
4)八幡浜市	ハローワークへの同行、求人票の送付、訪問時での体調・病状等の状況確認
5)新居浜市	被保護者の自立に向けて、担当CWがハローワークへの同行訪問を実施し、本人から職歴、生活歴などを聴取した上、ハローワークとの情報共有・連携を図り、本人に仕事を紹介している。
6)西条市	現況に応じて、就労自立促進事業、就労支援事業、就労準備支援事業の3段階を実施
7)大洲市	HW への同行訪問や定期的な家庭訪問での生活状況の把握など就労による経済的自立に向けての支援
8)伊予市	稼働能力・意欲がある被保護者に対し、就労支援員と担当CWが情報共有、連携を図る
9)四国中央市	就労支援員を1名配置。稼働年齢層の被保護者のうち、稼働能力があり、就労意欲のある被保護者に対しては、ハローワークとの連携事業への参加を促しハローワークへの同行等の支援を行っている。また勤労意欲のない者については、市の自立支援プログラムにより就労支援を行っている。
10)西予市	ハローワークと協力して早期に就労できるよう連携している。
11)東温市	稼働能力のある方へ就労指導をおこなっている。
12)上島町	
13)久万高原町	
14)松前町	
15)砥部町	
16)内子町	
17)伊方町	
18)松野町	特になし。
19)鬼北町	
20)愛南町	

Q15. 「しおり」や「手引き」の見直しの有無についてお答えください。
Q16. 生活保護行政についてご意見がありましたらご記入ください。

市町名	Q15.「しおり」や「手引き」の見直し	Q16.ご意見
1) 松山市	していない	
2) 今治市	していない	
3) 宇和島市	見直をした	
4) 八幡浜市	していない	
5) 新居浜市	見直をした	
6) 西条市	見直をした	
7) 大洲市	していない	
8) 伊予市	していない	
9) 四国中央市	見直をした	
10) 西予市	していない	
11) 東温市	その他	
12) 上島町	その他	Q3～Q6 の件数については地方局受付のため不明であるが空欄だとエラーになるため0で入力しています。
13) 久万高原町	その他	
14) 松前町	していない	
15) 砥部町	その他	
16) 内子町	していない	
17) 伊方町	その他	
18) 松野町	していない	
19) 鬼北町	その他	
20) 愛南町	そ	